



檀原市

第5期地域福祉推進計画

みんなでつくる 健やかで安心して
心豊かに暮らせるまち



令和6(2024)年3月

檀原市・檀原市社会福祉協議会・檀原市地域福祉推進連絡協議会

檀原市第5期地域福祉推進計画の策定にあたって

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域におけるつながりが希薄化し、社会的孤立など地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

檀原市では、“みんなでつくる 健やかで安心して暮らせるまち”を理念に平成16年度に「檀原市第1期地域福祉推進計画」を策定し、檀原市、檀原市社会福祉協議会と檀原市地域福祉推進連絡協議会の三者が連携し、地域福祉のまちづくりを進めてきました。

今回策定した「檀原市第5期地域福祉推進計画」では、これまでの第1期からの理念を引き継ぎながら、複雑多様化した地域課題の解決に向け、市民の皆様をはじめ、地域や各種関係団体と行政が協働しながら、引き続き包括的な支援体制の整備に取り組むため、“自助・互助・共助・公助で地域福祉を進める計画”と位置づけています。

“みんなでつくる 健やかで安心して暮らせるまち”の実現には、行政だけでは成しえません。地域住民が互いに助け合い、支えあうといった、地域が一体となった支援体制づくりが重要となってきます。そのためにも、重層的な支援体制の整備を目指し、地域福祉の担い手の育成、福祉サービスの充実等に取り組み、市民の皆様と檀原市・檀原市社会福祉協議会・檀原市地域福祉推進連絡協議会が連携・協働して、本市の地域福祉の推進に努めてまいります。

市民の皆様方におかれましては、この計画の趣旨、理念をご理解いただき、地域福祉の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員会委員の皆様、地域福祉推進連絡協議会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、並びにヒアリングにご協力いただきました各小学校区地域福祉推進委員会の皆様、関係者各位に心より厚くお礼申し上げます。

令和6年3月



檀原市長

檀原市社会福祉協議会会長

亀田 忠彦

みんなで助け合い・支え合える地域づくりを目指して

平成 16 年 9 月に檀原市第 1 期地域福祉推進計画が策定され、この計画に基づき、市内 16 小学校区において、地域福祉推進委員会（推進委員会）が設置されました。推進委員会では、住民同士がつながり、支え合う地域づくりを目指して、様々な地域福祉活動を展開してまいりました。

今日、少子高齢化・核家族化が進行し、社会環境は大きく変化しています。また、コロナ禍を経て顕在化、深刻化した社会的孤立や生活困窮、全国各地で頻発する自然災害など、地域生活課題は複合化・多様化しています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、公的支援とともに、行政、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、推進委員会、ボランティア、福祉関係者、地域住民などが連携を図り、一丸となって、地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になってきています。

そのためには、私たち地域住民も、今一度、地域福祉の原点に立ち返り、向こう三軒両隣の精神を持ち、人と人とのつながりを大切にして、困ったときはお互い様の気持ちで助け合い・支え合える関係を築くことが大切です。これからも地域福祉活動がそのきっかけとなるよう、幅広い世代や立場の異なる住民が参加できる場づくりを進めていきます。

この度、「地域福祉の活動方針」として、推進委員会の取組を盛り込んだ「檀原市第 5 期地域福祉推進計画」を策定いたしました。地域福祉の推進主体である地域住民の皆様に対しまして、引き続き積極的な福祉活動をお願い申し上げるとともに、この計画の実現に向け、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました推進委員会の皆様、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた皆様、そして貴重なご意見及びご協力をいただいた多くの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

檀原市地域福祉推進連絡協議会会長
檀原市自治委員連合会会長

榎谷 佐千代



橿原市地域福祉推進計画策定にあたって

だいぶ以前の話ですが、電車に乗っておりましたところ、ある高齢女性の方が、恐らく顔見知りではない男子高校生に熱心に声をかけ、「いまは春休みか」「大学に進学するんか」「大学の次は就職やろ、たいへんやな」と矢継ぎ早に質問を投げ、最後には「何でも家族に相談して、親の言うことを聴かなアカンで」とアドバイスまで送っていました。この高齢女性、実は乗車前に駅のホームでも、これまた顔見知りではない高齢男性に話しかけ、男性の大きな持ち物に関心を示し、「それ、何に使いはるんですか？」と声をかけていたのです。



男子高校生も高齢男性もその女性の積極的な問いかけに圧倒されながらも非常に真面目に受け答えをしていましたが、私はなにか微笑ましいそのやりとりの光景をみて、見知らぬ人でもどんどん声をかけていく高齢女性のコミュニケーション能力の高さにたいへん驚きました。

現在、様々な生活問題が地域で生じていますが、問題解決には制度やサービス、専門職による援助もさることながら、地域住民による自発的な支援（インフォーマルサポート）が極めて重要です。インフォーマルサポートは、この高齢女性のような、例え面識がない人のことでも我が事のように関心を持ち気軽に声をかけていく営みが基本となるのだと思います。

このたび、市民を対象とした調査、16小学校区地域福祉推進委員会へのヒアリングなどを踏まえ、多くの関係者からなる橿原市地域福祉推進計画策定委員会における議論を経て、ここに第5期の「橿原市地域福祉推進計画」が策定されました。地域住民や関係機関・団体と、市及び社会福祉協議会が、適宜コミュニケーションをとりながら、具体的に実践されることを期待します。

最後になりましたが、本計画策定に尽力されました策定委員会委員の皆様、各小学校区地域福祉推進委員会の皆様、そして事務局としてご苦勞いただいた橿原市、橿原市社会福祉協議会の関係各位に感謝申し上げます、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

令和6年3月

橿原市第5期地域福祉推進計画策定委員会委員長
天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻 教授
渡 辺 一 城

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定方法	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 統計データ等からみる檀原市の現状	10
2 アンケート調査結果等からみる檀原市の現状.....	18
3 第4期地域福祉推進計画の成果と評価	30
4 地域福祉推進計画で取り組むべき課題のまとめ.....	32
第3章 計画の理念と基本目標	35
1 檀原市第5期地域福祉推進計画に求められるもの.....	36
2 計画の基本目標	37
3 計画の施策体系図	38
第4章 地域福祉推進のための取り組み	39
基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり.....	40
基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり.....	50
基本目標3 安全で安心できるまちづくり	56
第5章 計画の推進体制	67
1 計画推進主体とその役割	68
2 計画の周知と関係機関の連携の強化	70
3 計画の進捗管理と点検・評価	70
第6章 16小学校区地域福祉推進委員会の横顔	71
資料編	105



第 1 章

計画の趣旨



第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画の趣旨

第4期計画の策定以降、国では令和2（2020）年6月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「属性や世代を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的な実施について取り組む、重層的支援体制整備事業を行うことができることとされました。

また、本市においては、令和3（2021）年に「橿原市第4次総合計画及び第2期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたる住みよいまちづくり、持続可能なまちづくりに向け、市民、事業者、行政が、それぞれの暮らしや仕事を通じて、それぞれの役割を果たしながら協働でまちづくりを進めていく共通の指針として、「はじまりから未来へ、つながりきらめくまちかしはら」を将来ビジョンとして定め、施策を展開しています。

地域福祉は、総合計画における政策の目標「Ⅱ みんなが健やかに、支え合って暮らせるまち」に関連し、支援を必要とする人に対する理解を深めるとともに、みんなで助け合い、支え合うことができる環境づくりを進めていくものです。

第5期計画は、地域共生社会の実現に向けて、「地域」という視点で福祉に関する課題を整理し、住民とともに支援を必要とするさまざまな人の生活を地域で支えていくために策定するものです。

(2) 計画の経緯

第1期計画では、“地域福祉を根付かせる計画”と位置付け、16小学校区すべてに推進委員会を設置しました。

第2期計画では、“地域福祉の裾野を広げる計画”と位置付け、地域住民の参加を得て、活動を広げました。

第3期計画では、“地域福祉を担う次世代との連携計画”と位置付け、これからの橿原市の地域福祉を担う人材確保と育成を進めました。

第4期計画では、“だれもが地域の一員として地域福祉を支える計画”と位置付け、地域の課題を我が事として捉え、地域で支え合う仕組みができるよう、またそれらを受け止める包括的な体制づくりに取り組みました。

第5期計画では、“自助・互助・共助・公助で地域福祉を進める計画”と位置付け、複雑・多様化する市民や地域の抱える福祉課題に丸ごと対応できるよう、市民をはじめ、地域や各種関係団体等と協働しながら、引き続き包括的な支援体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 地域福祉推進の経緯

平成12（2000）年に改正された社会福祉法において、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。それまでの高齢者、障がい者、児童といった特定の人に対する「社会福祉」から、地域が抱えるさまざまな課題を地域住民がお互いに支え合い、助け合うことで解決を目指す「地域福祉」が広く呼びかけられました。

そのような中、平成14（2002）年度から市と社会福祉協議会の協働により、檀原市における今後の地域福祉の指針となる地域福祉推進計画の策定に取り組みました。策定にあたっては、地域福祉の取り組みを小学校区単位として捉え、計画策定に向けて講座やワークショップ、住民懇談会を開催しました。住民懇談会では、延べ3,000人が参加し、「福祉でまちづくり」について話し合い、その意見が集約されました。その結果、平成16（2004）年9月、「檀原市第1期地域福祉推進計画」を策定し、これを基に地域福祉の推進に取り組むこととなりました。

さらに、第1期計画の策定と共に、金橋小学校区において、地域住民による地域福祉を推進するための組織として地域福祉推進委員会（推進委員会）が設立され、平成17（2005）年10月までに16小学校区のすべてに推進委員会が設立されました。

推進委員会では、自治会、民生委員・児童委員、老人会など、さまざまな団体や個人が力を合わせて、「みんなの地域をみんなで協力し合い、みんなで創りあげる」という方針のもと、地域のつながりづくりに取り組まれました。市と社会福祉協議会は、推進委員会の活動を支援するとともに、推進委員会と連携することによって地域福祉のまちづくりを進めてきました。

また、平成18（2006）年2月、推進委員会間の情報の共有と連携を図り、地域福祉ネットワークを構築するため、檀原市地域福祉推進連絡協議会（連絡協議会）が立ち上げられました。

以来、市、社会福祉協議会、連絡協議会の三者において5年ごとに計画を見直し、現在の第5期計画に至っています。

2 計画の位置付け

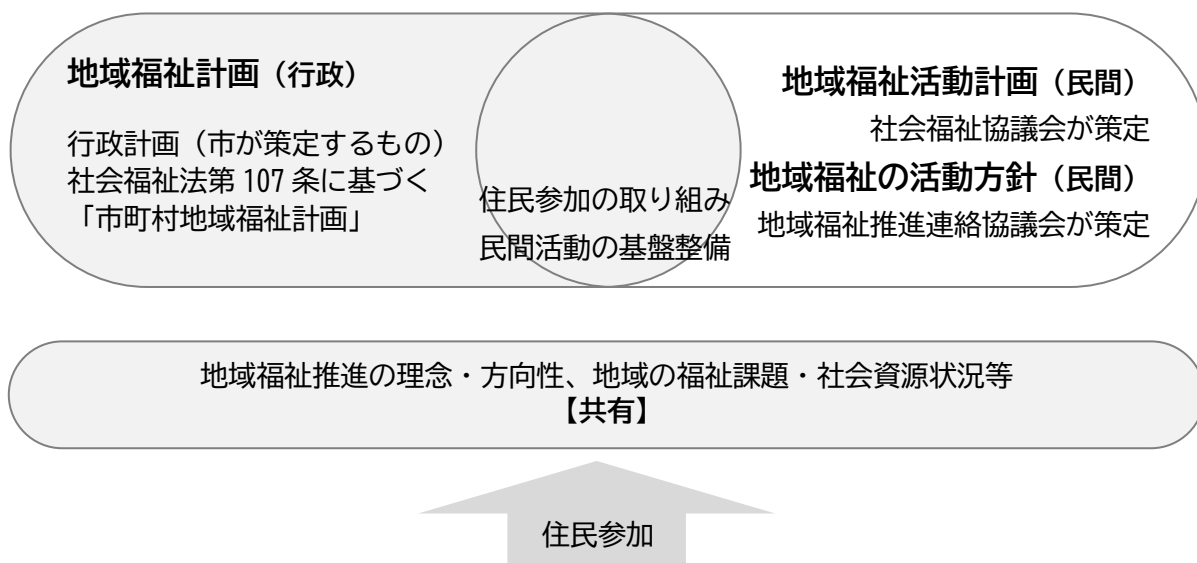
(1) 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定する計画です。総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を示す計画です。

一方で、「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する上での実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。地域福祉計画で示された課題に対応するため、主に「共助」に関する活動について整理したアクションプラン（活動計画）であり、社会福祉協議会の役割を示した計画です。

また、「地域福祉の活動方針」は、地域福祉推進連絡協議会が策定する計画で、16小学校区において、地域のさまざまな課題に対する取り組みについて地域住民の立場から検討し、地域福祉を推進していくための指標となる計画です。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための「地域福祉活動計画」、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉の活動方針」は、檀原市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、本市では一体的に策定をしています。



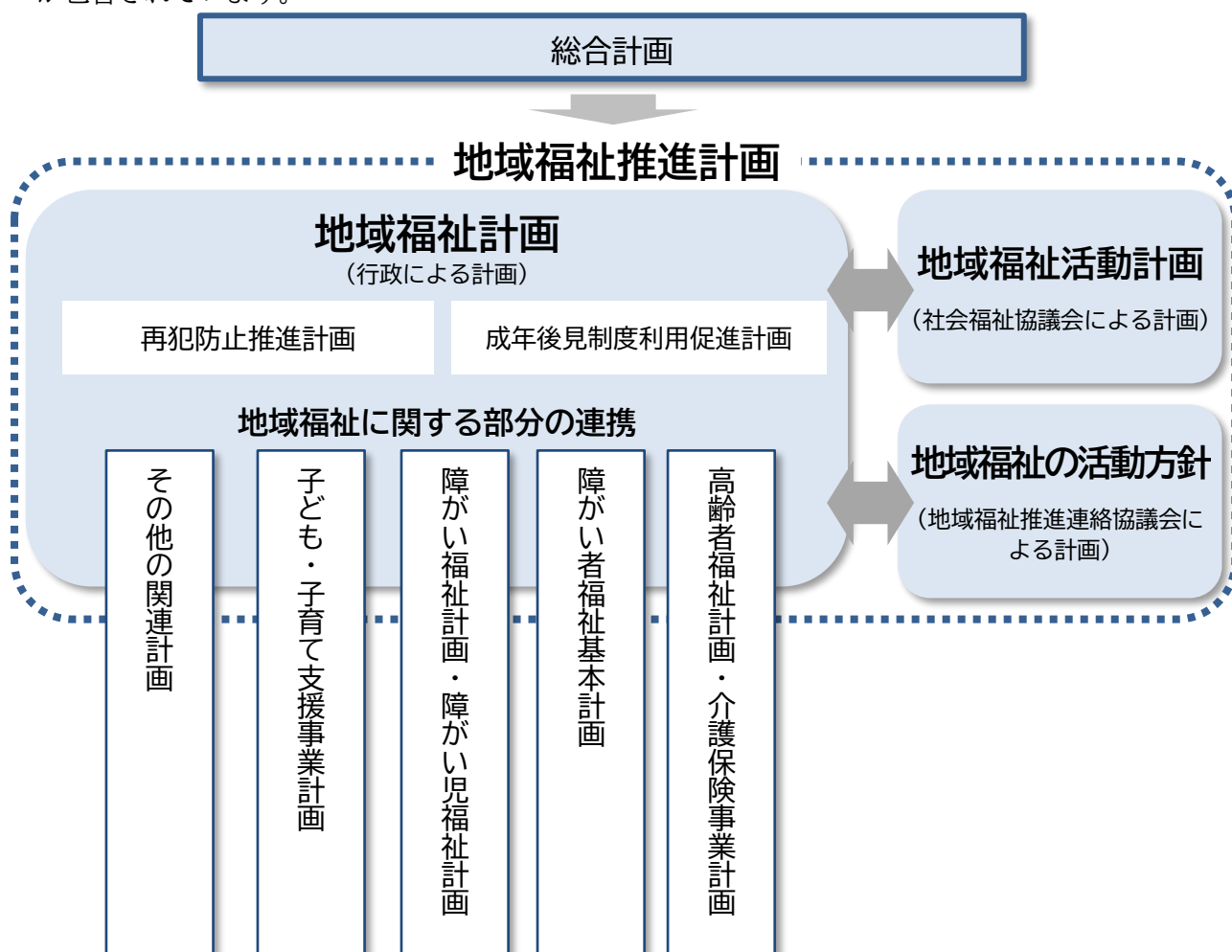
(2) 市の他計画との関係

地域福祉計画は、「総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

また、地域福祉計画は、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

なお、平成30（2018）年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。また、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって、「地域福祉計画」の一部とみなします。

本計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28（2016）年5月施行）及び国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）に基づく「地方再犯防止推進計画」が包含されています。



3 計画の期間

第5期計画の計画期間は、令和6（2024）年度を初年度として令和10（2028）年度までの5年間とします。

4 計画の策定方法

本計画は、現状を把握するために市民アンケートや各小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングを実施するとともに、計画の策定にあたっては会議での協議を行い、パブリックコメントを実施するなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

（1）市民アンケート調査の実施

市民のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの16歳以上の2,000人の方を対象としたアンケート調査を実施しました。

（2）16小学校区地域福祉推進委員会ヒアリング調査の実施

地域福祉の担い手の主体である地域福祉推進委員が、これまでの活動内容を振り返り、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合う場として、市内16小学校区において「地域福祉推進委員会ヒアリング」を実施しました。

（3）庁内検討委員会における審議

福祉部長、福祉部副部長、こども・健康スポーツ部長、庁内関係課長で組織する「檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

（4）地域福祉推進連絡協議会における審議

16小学校区地域福祉推進委員会会長、市自治委員連合会会長、市民生児童委員協議会会長などで組織する「檀原市地域福祉推進連絡協議会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

（5）策定委員会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「檀原市地域福祉推進計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

(6) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■実施期間：令和6（2024）年 1月 4日（木）～ 2月 2日（金）

■意見提出：1名（意見件数2件）



第 2 章

地域福祉を取り巻く現状と課題



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる橿原市の現状

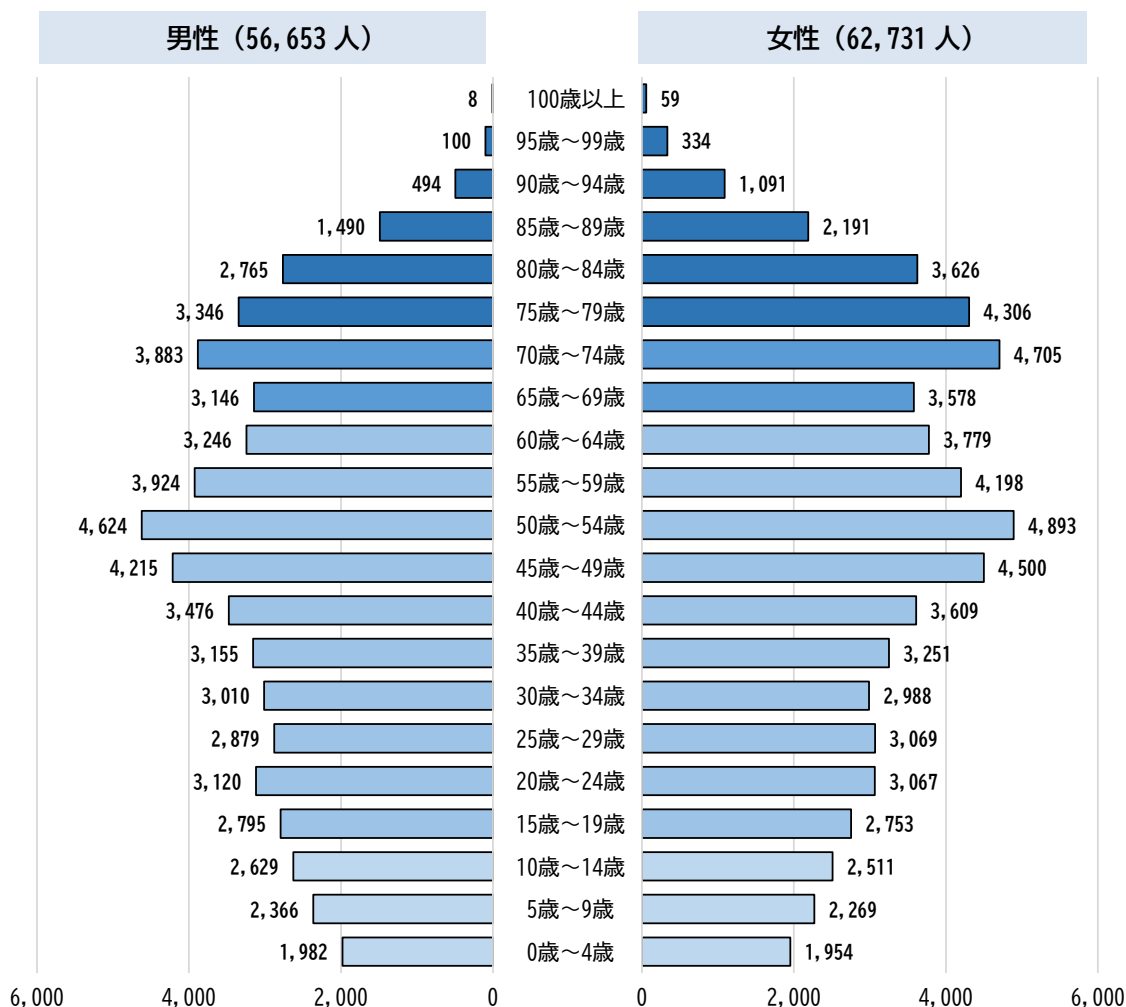
(1) 人口・世帯数の状況

① 人口ピラミッド

本市の令和5（2023）年10月1日現在の人口は、119,384人となっており、男性が56,653人、女性が62,731人となっています。

年代別にみると、団塊世代である70～74歳、団塊ジュニア世代の50～54歳が多くなっているものの、おおよそ20年後にはその年代が後期高齢者となり、高齢化の進行が予測されます。

《人口ピラミッド（令和5（2023）年）》



【資料】住民基本台帳人口（令和5（2023）年10月1日現在）

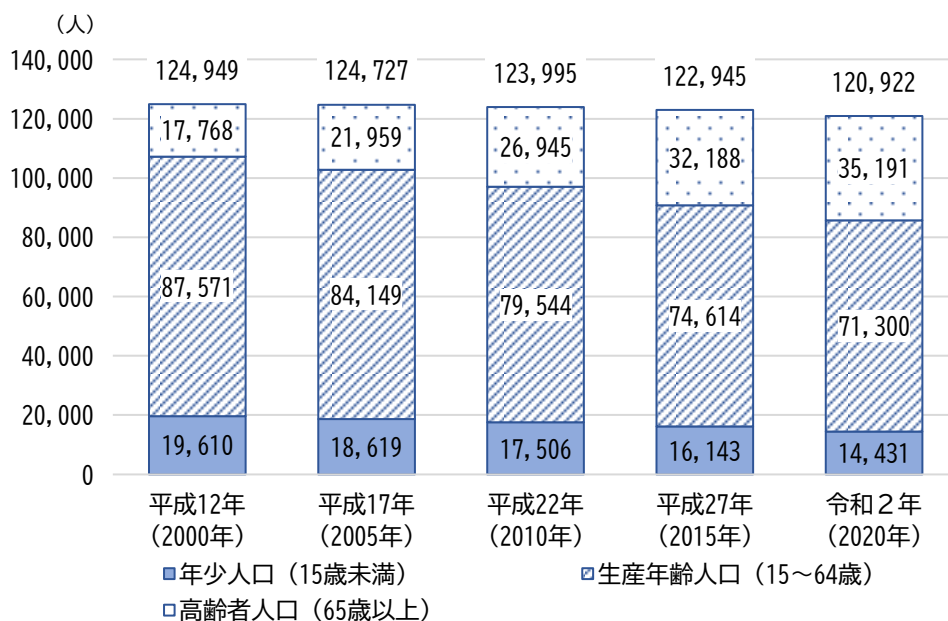
② 人口の推移

平成12（2000）年以降の推移をみると、総人口は緩やかに減少傾向で推移しています。

また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

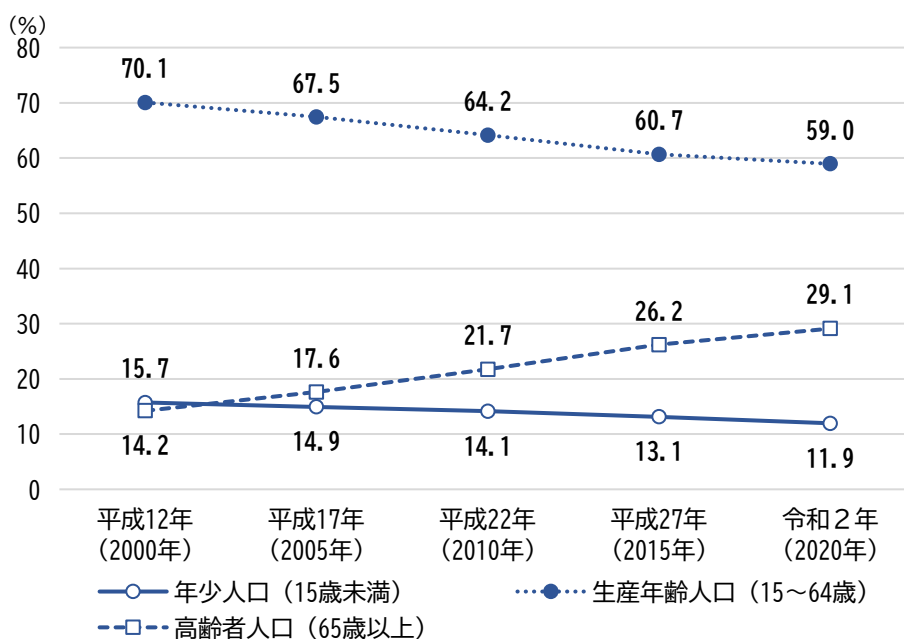
65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合の高齢化率をみると、平成12（2000）年以降、上昇傾向で推移しており、令和2（2020）年には29.1%と約3割を占めています。

《総人口（年齢3区分別）の推移》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

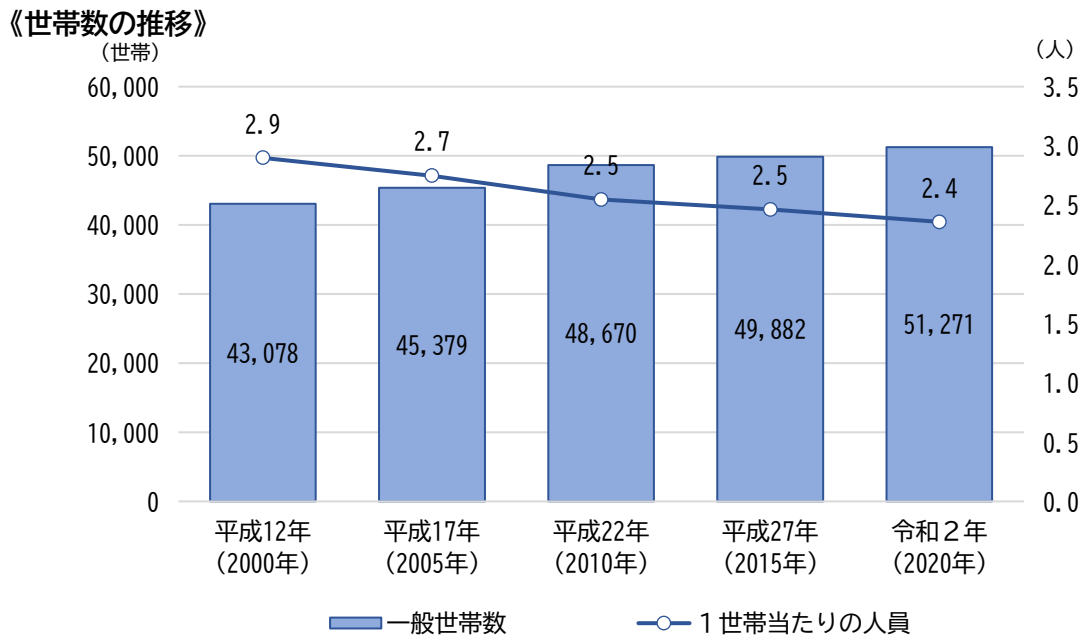
《年齢3区分別人口割合の推移》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

③ 世帯数の推移

本市の世帯数をみると、平成12（2000）年以降、増加傾向で推移している一方で、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には51,271世帯で1世帯あたりの人員は2.4人となっています。



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

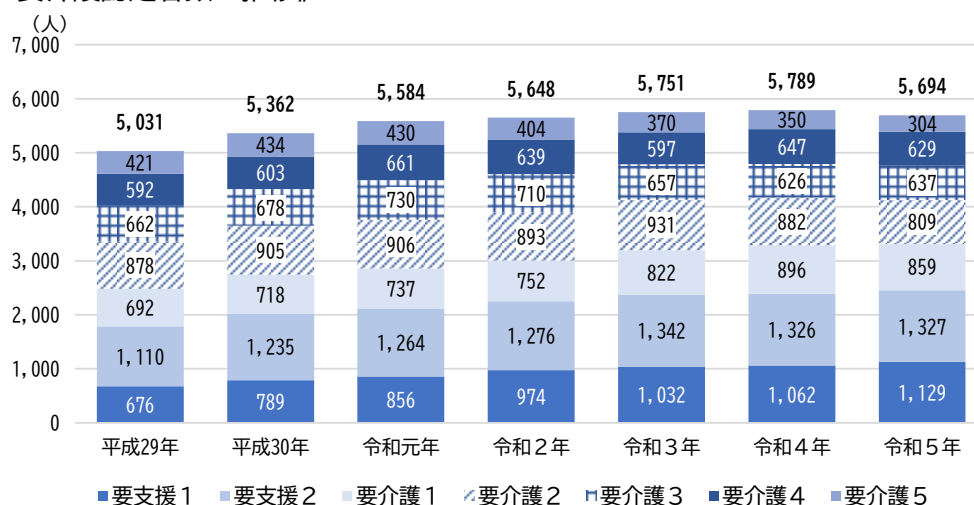
(2) 高齢者、障がいのある人等の状況

① 要支援・要介護認定者の推移

本市の要介護認定者数は平成29（2017）年以降、増加傾向にあり、令和5（2023）年には5,694人となっています。介護度別にみると、要支援1～2の軽度認定者の方が多くなっています。

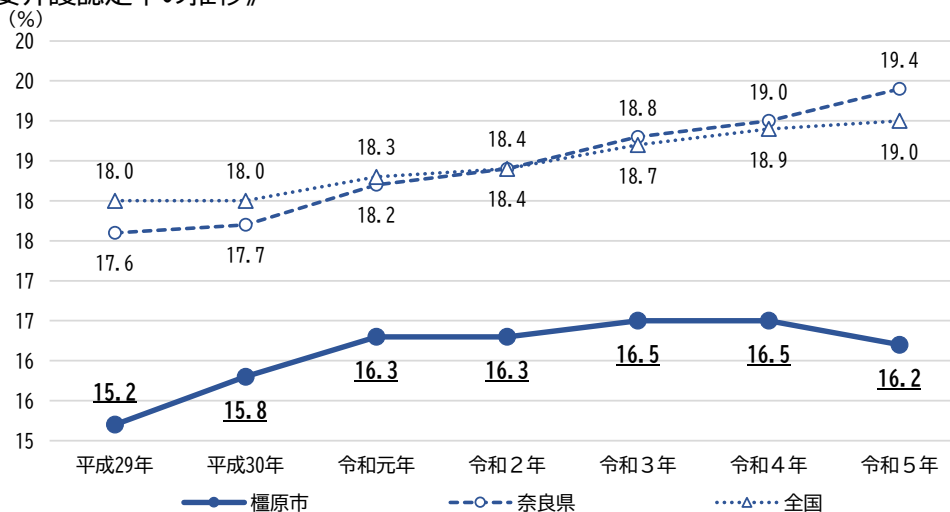
認定率（高齢者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）は全国・奈良県と比べると低い水準で推移しており、令和5（2023）年には16.2%となっています。

《要支援・要介護認定者数の推移》



【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

《要支援・要介護認定率の推移》

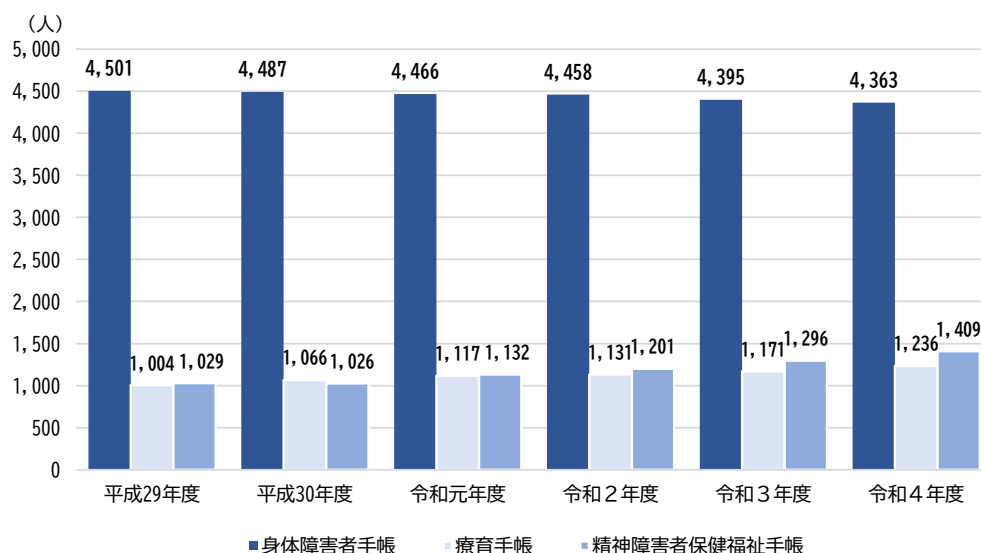


【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

② 障がいのある人の状況

本市における障がいのある人の状況を近年の手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者数は平成29（2017）年度以降、緩やかに減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

《手帳所持者数の推移》

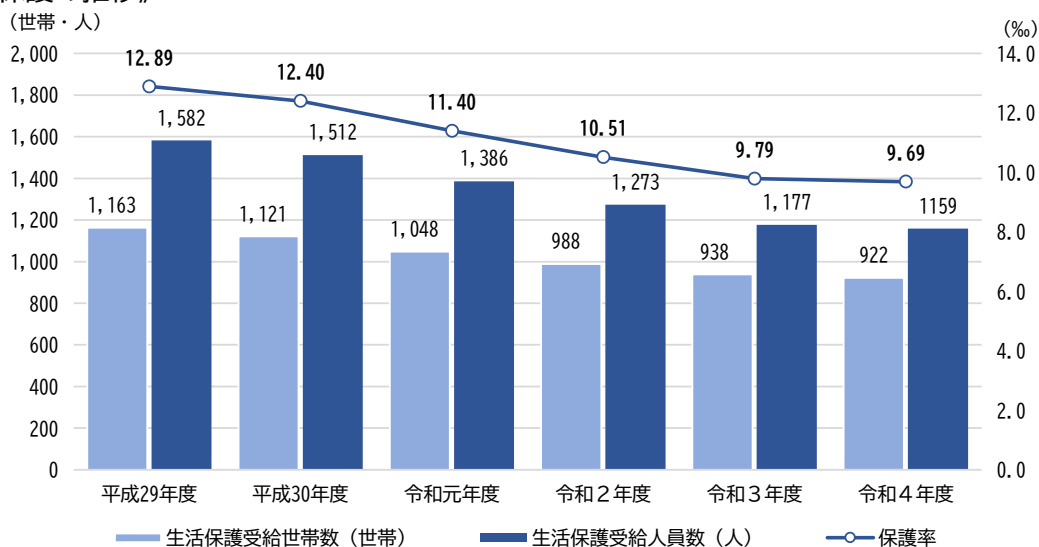


【資料】 橿原市福祉・健康統計（各年度末時点、精神障害者保健福祉手帳は各年6月末時点）

③ 生活困窮者の支援状況

本市の生活保護の状況は、生活保護受給人員数、生活保護受給世帯数、保護率ともに、平成29（2017）年度以降、減少傾向となっています。

《生活保護の推移》

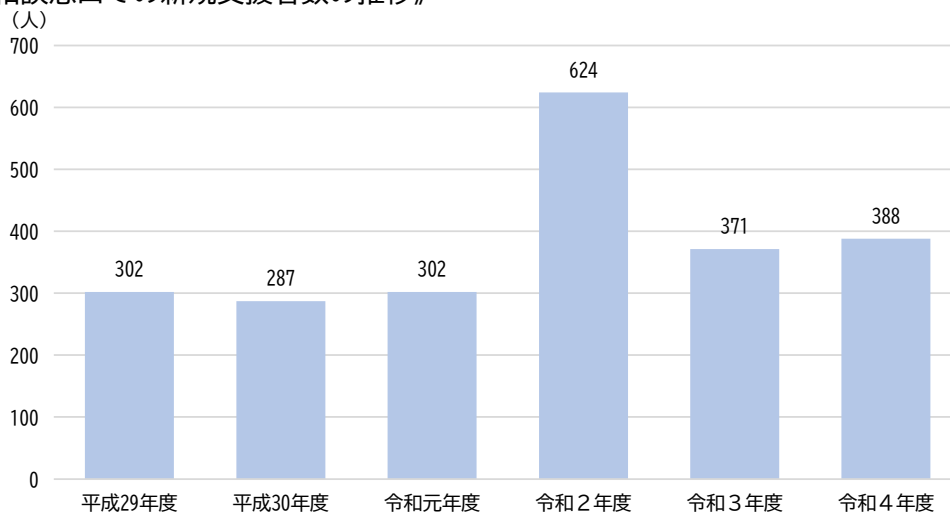


【資料】 橿原市福祉・健康統計（各年度末時点）

④ 生活支援相談の状況

生活支援相談窓口での新規支援者数は、令和2（2020）年度が624人と多くなっていたものの、近年では400人程度の推移となっています。

《生活支援相談窓口での新規支援者数の推移》



【資料】 橿原市福祉・健康統計（各年度末時点）

（3）地域福祉に関わる状況・活動

① 自治会の加入状況

自治会の加入率は、平成29（2017）年度以降、下降傾向となっており、令和4（2022）年度には80.5%となっています。

《自治会加入率（市全体）の推移》

（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会加入率（市全体）	83.3	83.2	82.6	81.7	81.5	80.5

【資料】 橿原市市民協働課（各年4月1日時点）

② ボランティア・NPOの登録状況

ボランティア登録団体数、NPO法人数ともに、平成29（2017）年度以降、減少傾向となっており、令和4（2022）年度にはボランティア登録団体数が124団体、NPO法人数は43法人となっています。

《ボランティア登録団体数の推移》

(単位：団体)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア登録団体数	175	175	166	146	127	124

【資料】 檀原市市民協働課（各年度末時点）

《NPO法人数の推移》

(単位：法人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
NPO法人数	48	45	45	45	45	43

【資料】 檀原市市民協働課（各年4月1日時点）

③ 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員への相談・支援件数をみると、高齢者に関することが半数以上を占めています。

《民生委員・児童委員の活動状況》

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
分野別相談・支援件数						
高齢者に関すること	2,190	2,233	1,998	1,875	1,841	1,553
障がい者に関すること	147	158	137	153	160	112
子どもに関すること	572	880	878	526	477	554
その他	1,092	799	733	445	373	513
合計	4,001	4,070	3,746	2,999	2,851	2,732

【資料】 檀原市福祉・健康統計（各年度末時点）

④ 高齢者の活動

高齢者の活動では、老人クラブの団体数・会員数は年々減少傾向となっています。また、ふれあいサロン・元気な一歩会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度に参加者数が減少しています。

《高齢者の活動状況》

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふれあいサロン						
開催箇所数	12	13	12	12	12	12
開催回数	426	419	358	142	149	260
延べ参加者数	15,637	15,339	13,038	3,502	3,549	6,315
元気な一歩会						
登録団体数	12	14	15	16	16	14
延べ参加者数	5,657	6,518	6,724	870	1,261	1,637
老人クラブ						
団体数	49	47	43	41	40	39
会員数	2,677	2,546	2,279	2,126	1,905	1,808

【資料】 檀原市福祉・健康統計（各年度末時点）

⑤ 子育て活動

子育て支援拠点事業延べ利用者数をみると、高齢者の活動と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度以降は参加者数が減少しています。

《子育て支援拠点事業延べ利用者数の推移》

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て支援拠点事業						
子ども広場	32,832	34,287	32,783	11,622	11,978	12,427
子育て支援センター	15,187	15,895	13,697	5,093	4,504	5,015

【資料】 檀原市福祉・健康統計（各年度末時点）

2 アンケート調査結果等からみる檀原市の現状

地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けて、市民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

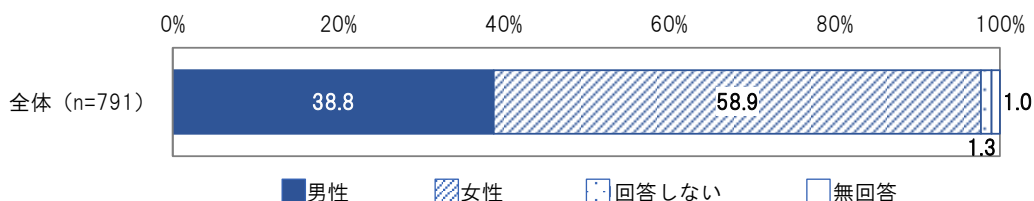
■調査の概要

- ・調査対象：檀原市にお住まいの満16歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
- ・調査方法：郵送配布－郵送・WEB回収
- ・調査期間：令和5（2023）年8月24日（木）～令和5（2023）年9月11日（月）
- ・回収状況：791件（有効回収率 39.6%）

(1) 回答者の属性

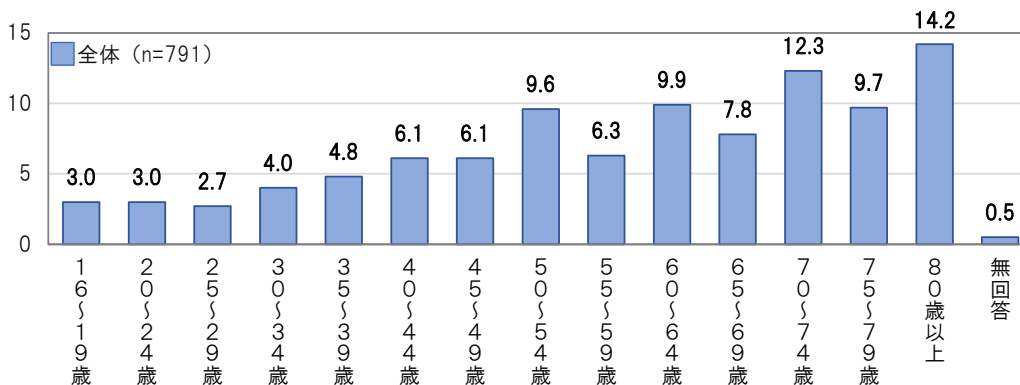
■回答者の性別

回答者の性別は、「男性」が38.8%、「女性」が58.9%となっています。



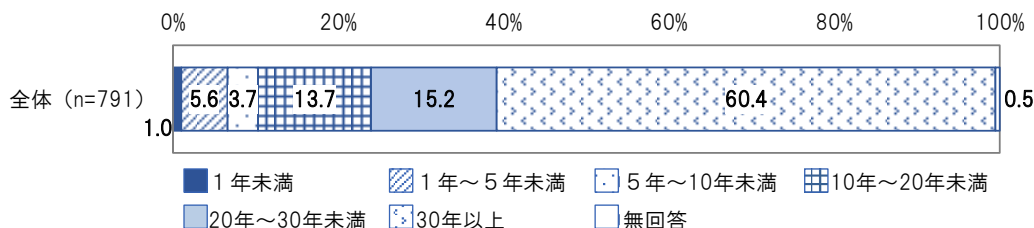
■回答者の年齢

回答者の年齢は、「80歳以上」が14.2%と最も高く、次いで「70～74歳」（12.3%）、「60～64歳」（9.9%）、「75～79歳」（9.7%）の順となっており、『65歳以上』が4割以上を占めています。



■回答者の檀原市での居住年数

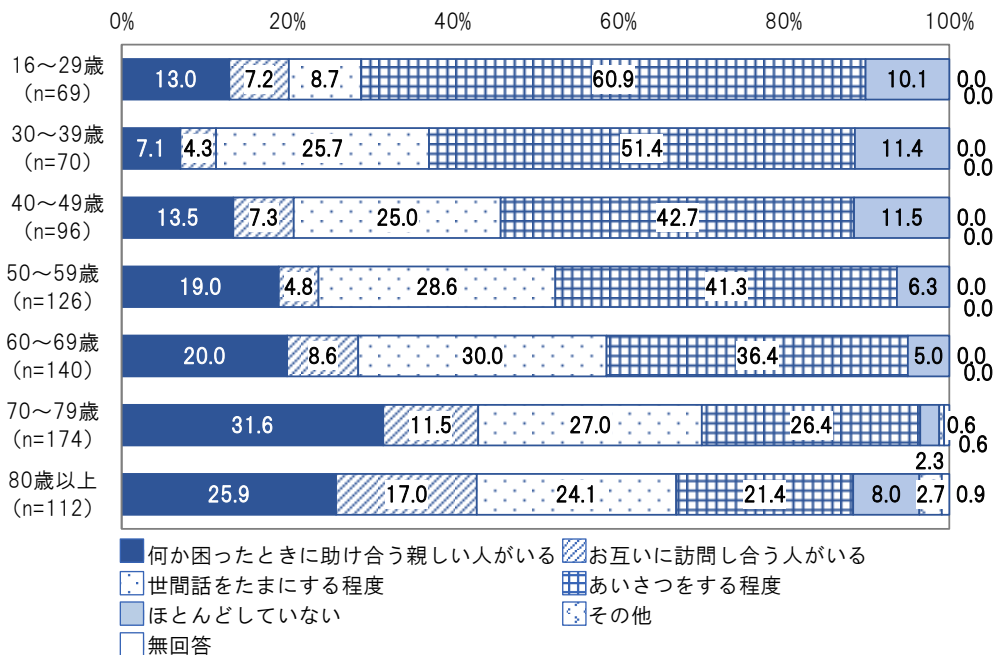
回答者の檀原市での居住年数は、「30年以上」が約6割を占めています。



(2) 近所とのつきあいや地域活動などについて

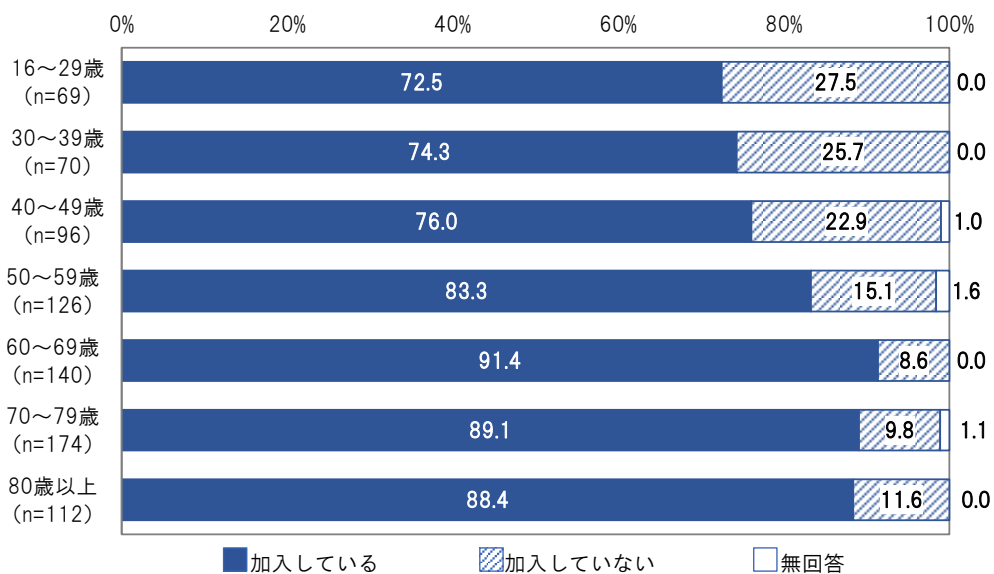
① 近所づきあいの状況

近所づきあいの状況では、年代が低いほど「あいさつをする程度」が多くなっています。特に、16～29歳代では約6割の人が近所づきあいをあまりしていない状況がわかります。



② 自治会への加入状況

自治会への加入状況は、全体では8割以上の加入となっているのに対し、年代別にみると、年代が低いほど加入率は低くなっています。



③ 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況は、年代別にみると、年代が低いほど参加率は低くなっています。

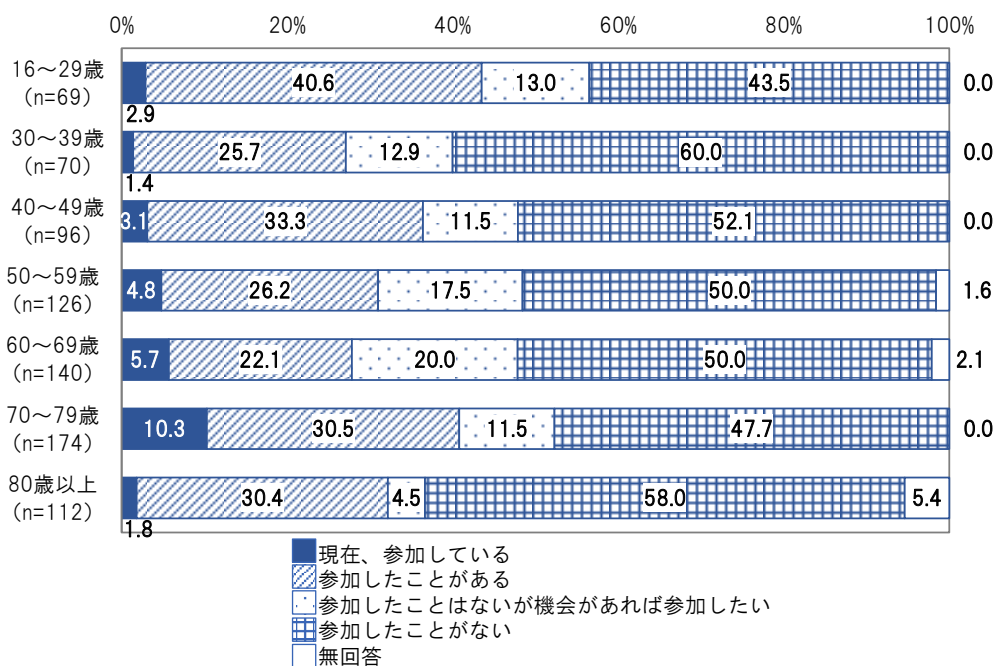
(%)

		回答者数(人)	自治会、老人会活動	盆踊り、祭り、伝統行事	防犯、防災、交通安全活動	消費者運動、環境美化、リサイクル、自然保護活動	子ども会、PTAなどの活動	文化サークル活動、教養講座、スポーツ、レクリエーション活動	地域福祉推進委員会活動	福祉ボランティア活動	その他	参加していない	無回答
年代別	16～29歳	69	7.2	17.4	7.2	2.9	1.4	-	-	1.4	2.9	71.0	-
	30～39歳	70	15.7	11.4	4.3	8.6	20.0	1.4	4.3	1.4	-	55.7	-
	40～49歳	96	26.0	15.6	6.3	5.2	20.8	-	2.1	1.0	2.1	53.1	1.0
	50～59歳	126	38.1	7.9	9.5	11.9	4.0	0.8	4.0	1.6	4.8	43.7	0.8
	60～69歳	140	47.1	20.7	14.3	11.4	0.7	5.7	0.7	3.6	1.4	26.4	2.1
	70～79歳	174	47.1	21.3	14.9	13.2	1.7	10.9	4.0	3.4	4.0	29.3	3.4
	80歳以上	112	37.5	8.0	7.1	7.1	-	6.3	4.5	1.8	6.3	38.4	5.4

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

④ ボランティア活動への参加状況

地域活動等への参加率の低い16～29歳において、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」は1割を超えており、その他の年代とほぼ同程度となっています。

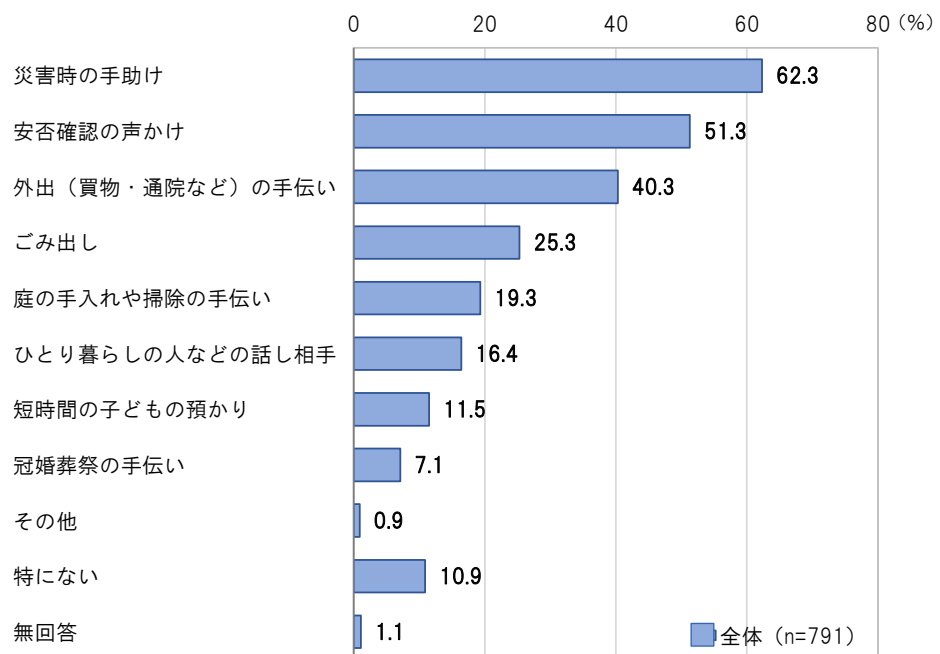


⑤ 地域で手助けできること・手助けしてほしいこと

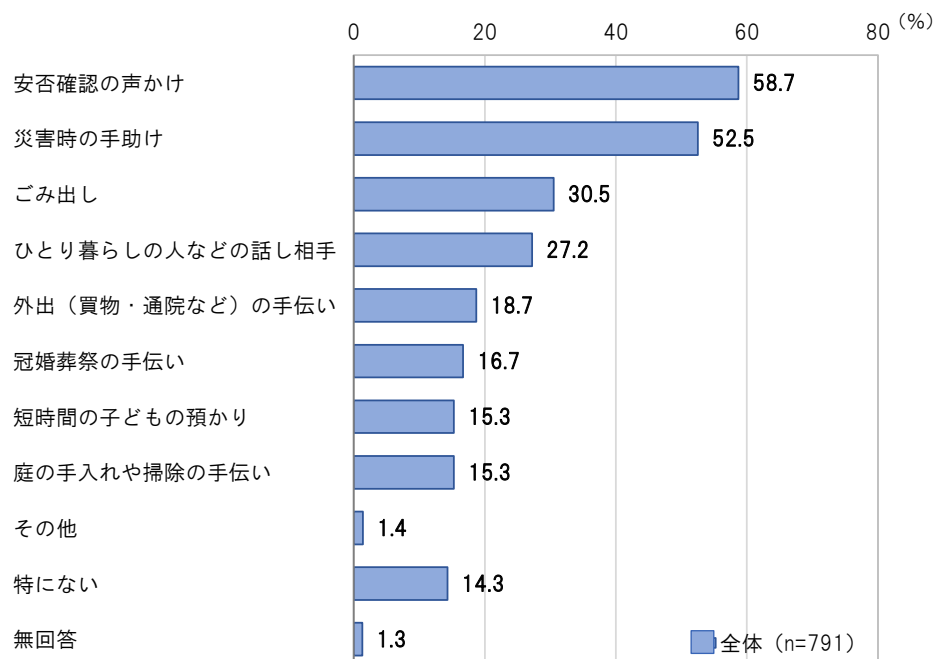
地域において手助けしてほしいことでは、「災害時の手助け」が6割以上を占めて最も多く、次いで「安否確認の声かけ」と、安全・安心への取り組みを望む人が多くなっています。

地域において手助けできることの回答と比べると、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」、「ごみ出し」などでニーズと供給のバランスがとれていることから、住民同士での支え合いの仕組みやきっかけを作ることで相互に支え合える内容となっています。

《手助けしてほしいこと》



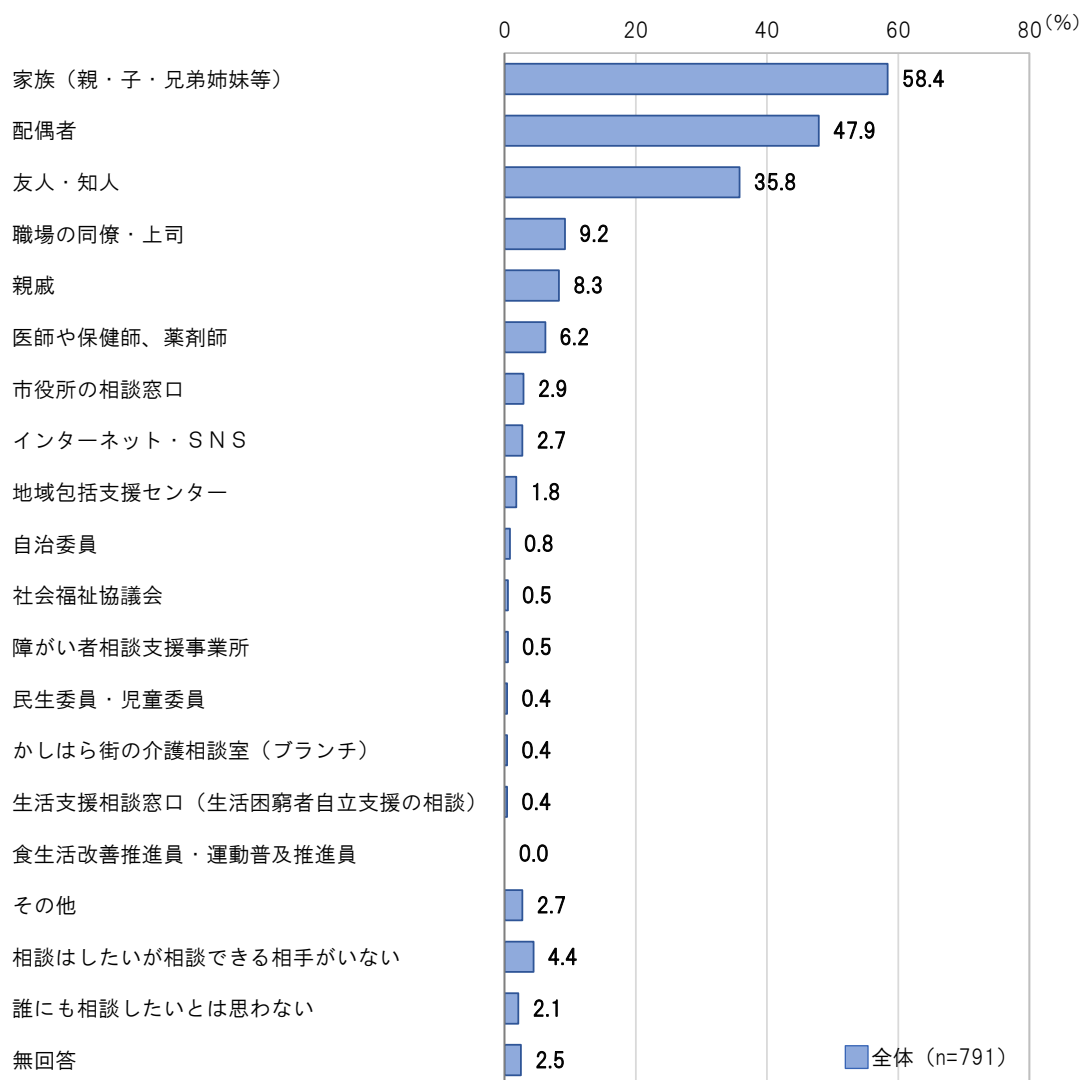
《手助けできること》



(3) 困りごとや悩みごとの相談について

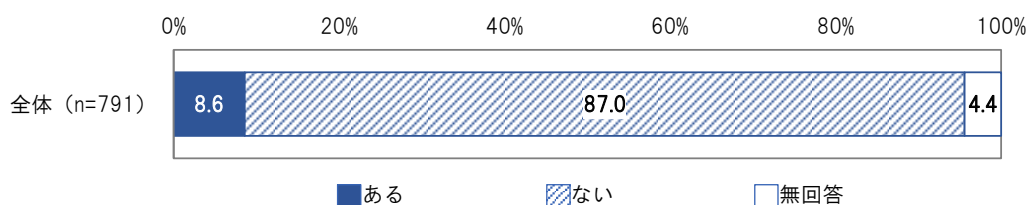
① 日常生活の困りごとや悩みごとの相談先

日常生活の困りごとや悩みごとの相談先では、「家族（親・子・兄弟姉妹等）」が6割近くを占めて最も高く、次いで「配偶者」、「友人・知人」の順となっており、家族や友人などの近い人に相談する人が大半を占め、相談機関等への相談をする人は少なくなっています。



② 市役所の相談窓口がわからなくて困ったことの有無

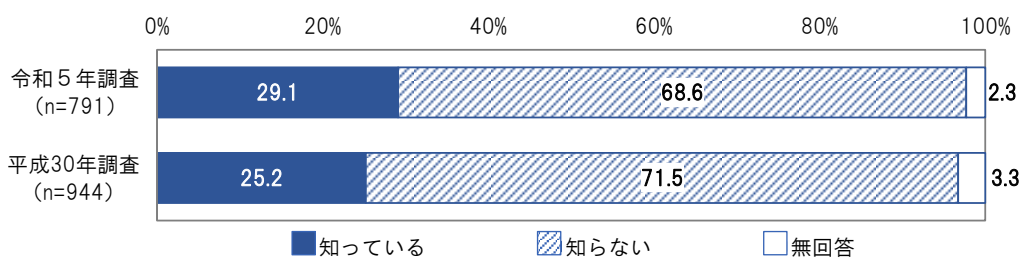
市役所の相談窓口がわからなくて困ったことの有無は、「ない」が9割近くを占めているものの、「ある」が1割近くとなっています。



(4) 福祉に関する各種制度・取り組みの認知度について

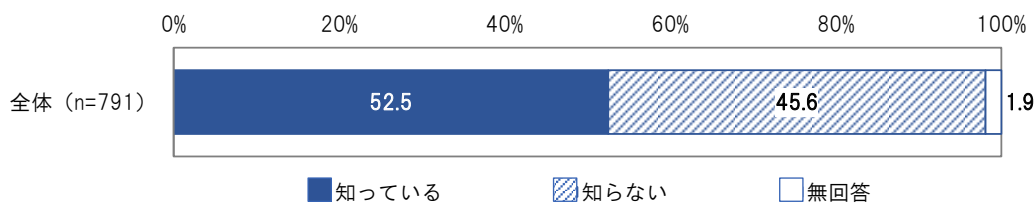
① 「生活困窮者自立支援制度」の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度は、「知らない」が7割近くを占めており、「知っている」は約3割となっています。平成30（2018）年調査と比較すると、「知っている」がやや増加しています。



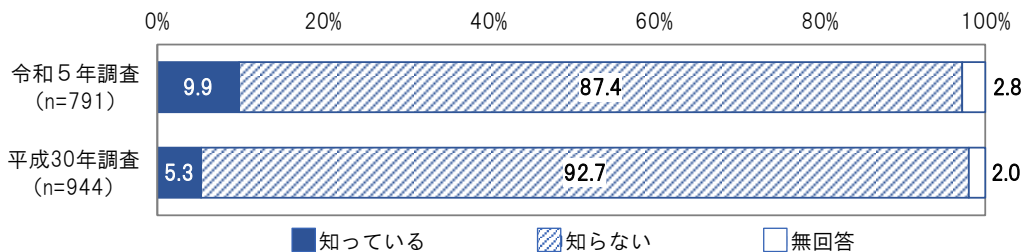
② 「成年後見制度」の認知度

成年後見制度の認知度は、「知っている」が半数以上を占めているものの、「知らない」が4割以上となっています。



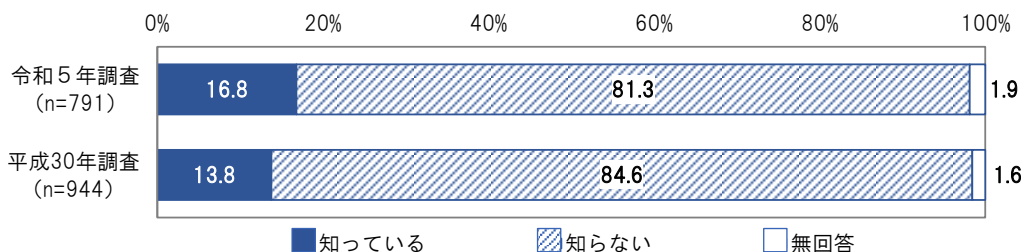
③ 「かしはら街の介護相談室（ランチ）」の認知度

かしはら街の介護相談室（ランチ）の認知度は、「知らない」が9割近くを占めており、「知っている」は約1割となっています。平成30（2018）年調査と比較すると、「知っている」がやや増加しています。



④ 「地域福祉推進委員会」の認知度

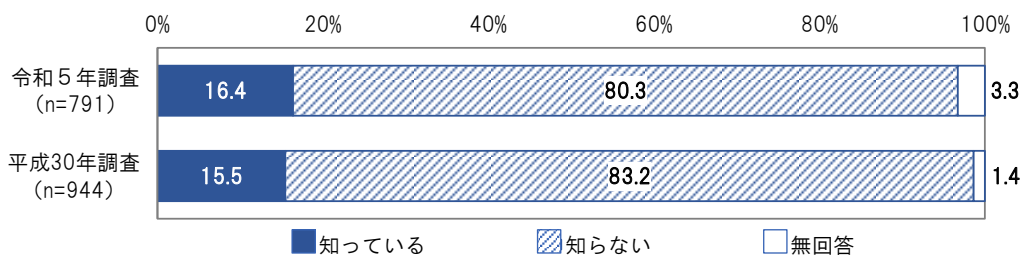
地域福祉推進委員会の認知度は、「知らない」が8割以上を占めており、「知っている」は2割未満となっています。平成30（2018）年調査と比較すると、「知っている」がやや増加しています。



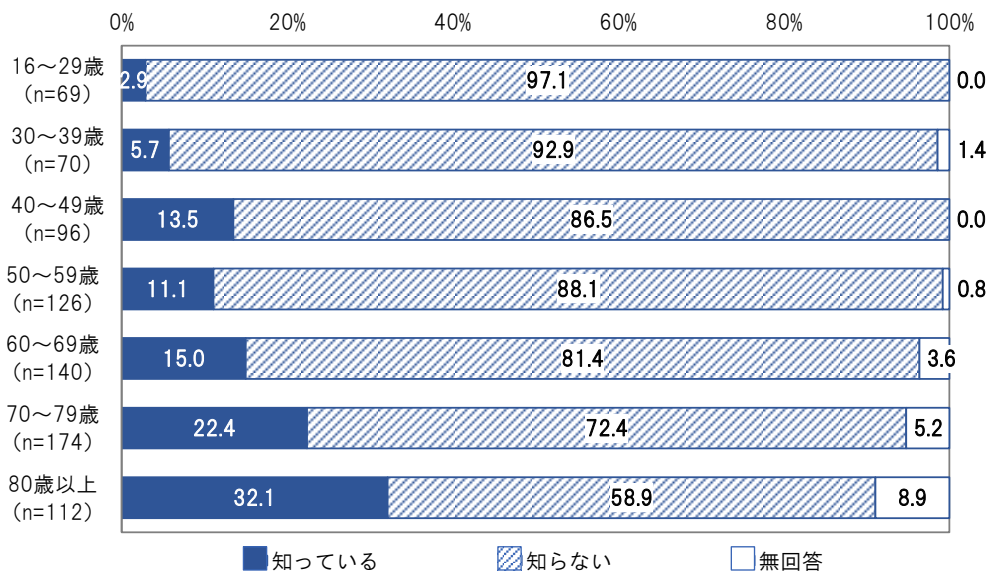
(5) 災害時の対応等について

① 「避難行動要支援者支援制度」の認知度

避難行動要支援者支援制度の認知度は、「知らない」が約8割を占めており、「知っている」は2割未満となっています。平成30（2018）年調査と比較すると、「知っている」がやや増加しているものの、大きな差異はみられません。

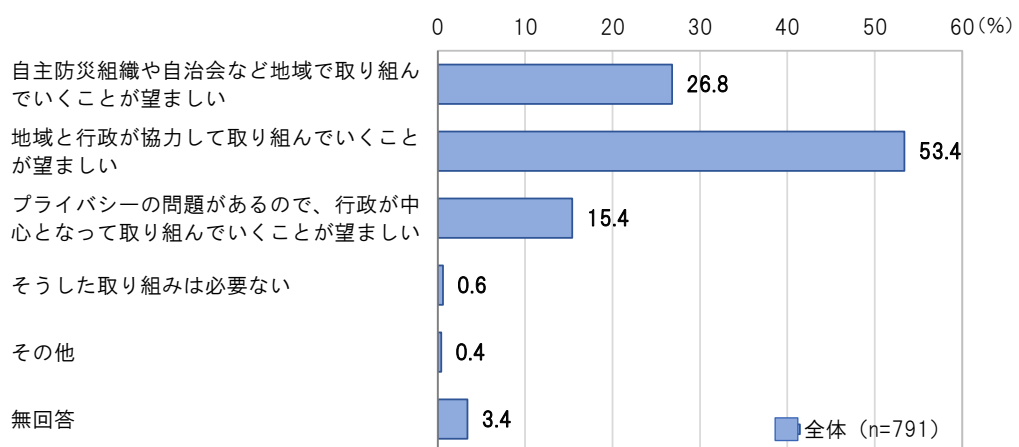


避難行動要支援者支援制度の認知度を年代別にみると、概ね年代が上がるにつれて「知っている」の割合が高くなっており、80歳以上では3割以上を占めているものの、すべての年代で「知らない」が「知っている」を上回っています。



② 災害が発生した時に手助けが必要な方に対する支援の取り組みについての考え

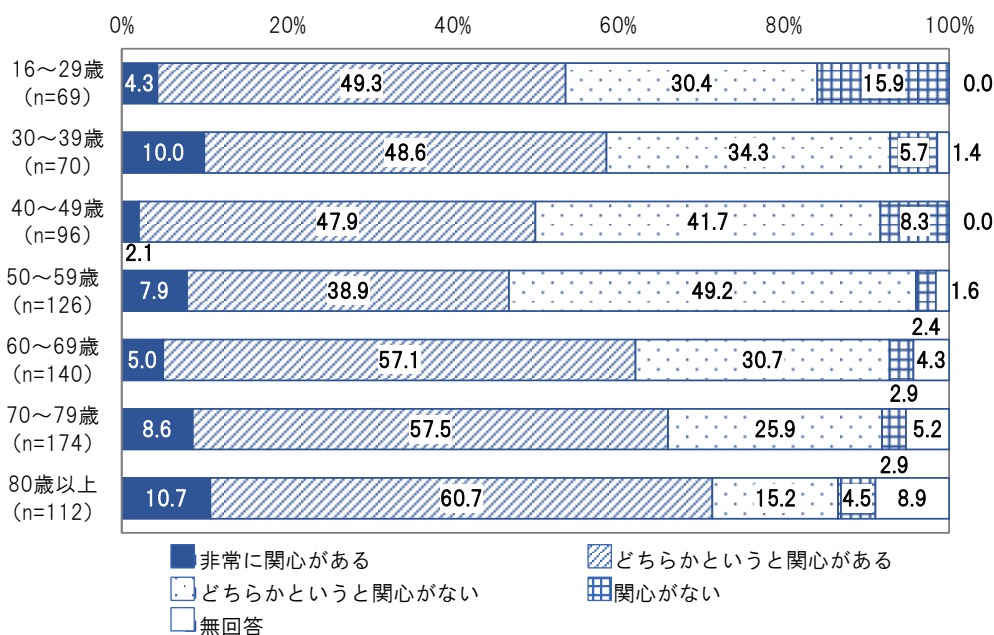
災害が発生した時に手助けが必要な方に対する支援の取り組みについての考えでは、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が半数以上を占めて最も高く、次いで「自主防災組織や自治会など地域で取り組んでいくことが望ましい」、「プライバシーの問題があるので、行政が中心となって取り組んでいくことが望ましい」の順となっており、地域で取り組んでいくことが望ましいと考えている人が多い結果となっています。



(6) 地域福祉を推進するための活動について

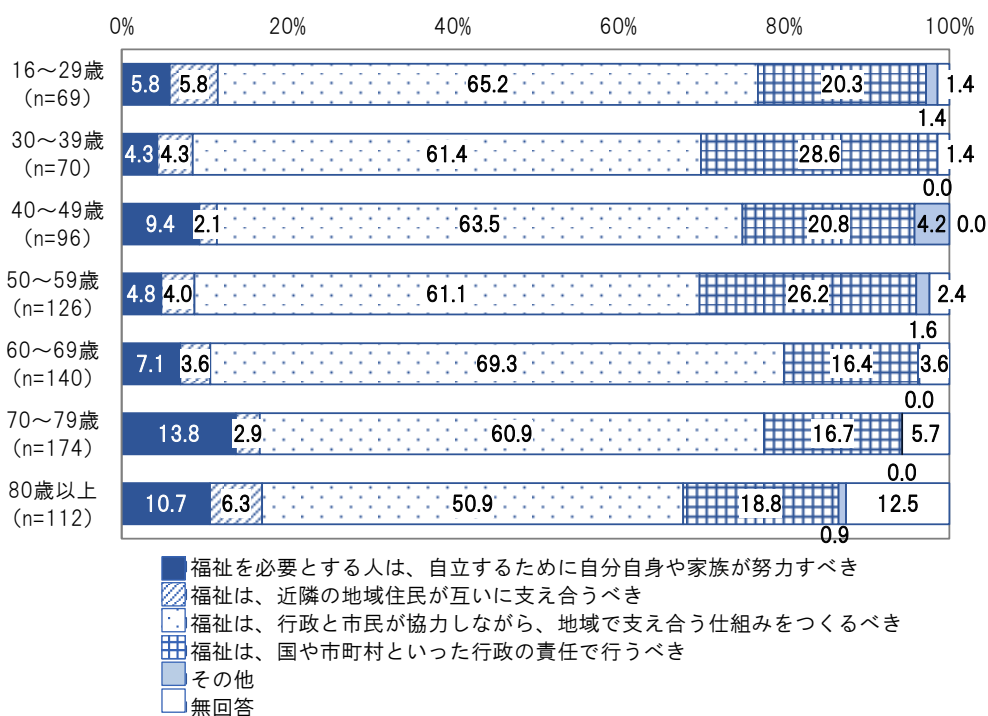
① 地域福祉を推進するための活動への関心

地域福祉を推進するための活動への関心を年代別にみると、「非常に関心がある」と「どちらか」というと関心がある』を合わせた『関心がある』の割合は、80歳以上で7割を超えて最も高く、次いで70～79歳、60～69歳の順となっています。



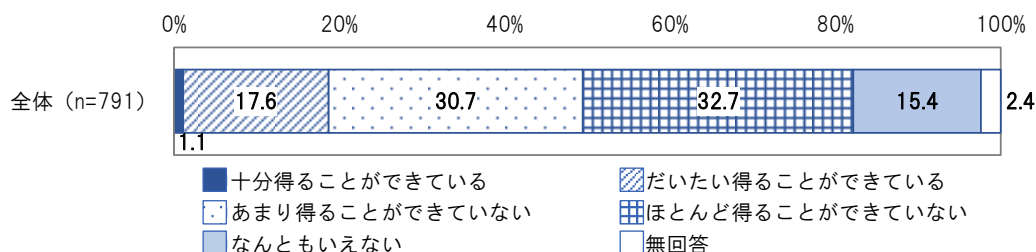
② 今後の福祉のあり方に対する考え

今後の福祉のあり方に対する考えでは、すべての年代で「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が最も高くなっています。



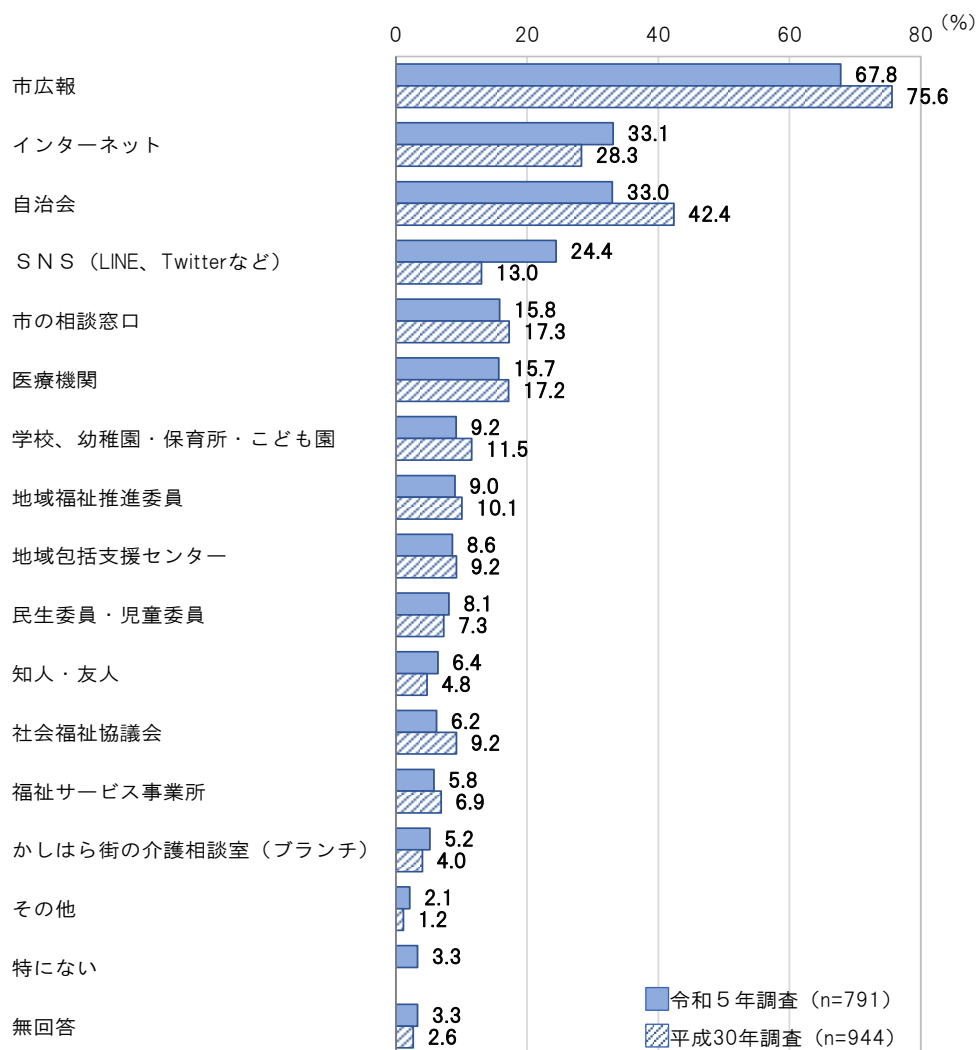
③ 地域活動等に関する情報の入手状況

地域活動等に関する情報の入手状況では、「ほとんど得ることができていない」と「あまり得ることができていない」と合わせた『得ることができていない』が6割以上を占めています。



④ 今後、地域活動等に関する情報の入手先にしたいところ

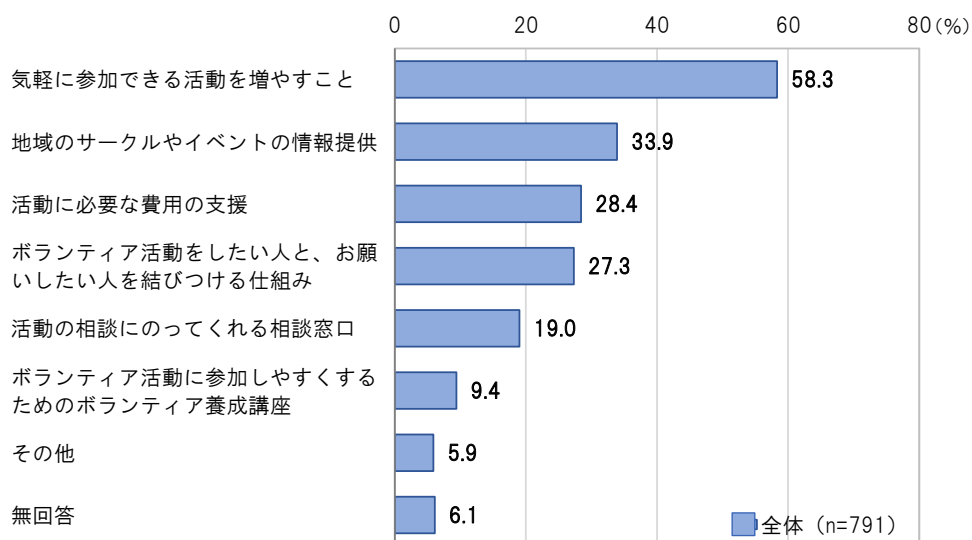
今後、地域活動等に関する情報の入手先にしたいところでは、「市広報」が7割近くを占めて最も高く、次いで「インターネット」、「自治会」、「SNS (LINE、X(旧 Twitter) など)」となっています。平成 30 (2018) 年調査と比較すると、「インターネット」や「SNS」が高くなっています。



(7) 行政等への要望について

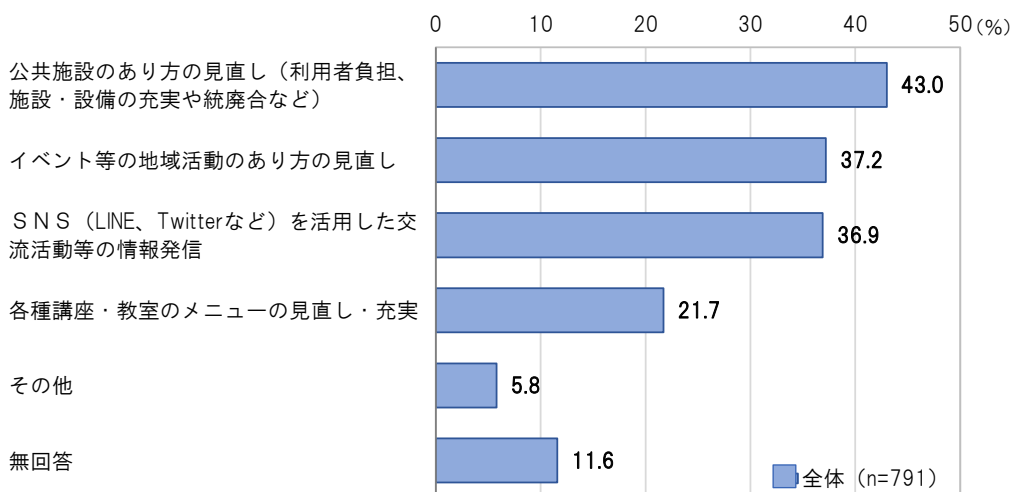
① 地域福祉推進活動に関わるために行政や社会福祉協議会の手助けがあればよいこと

地域福祉推進活動に関わるために行政や社会福祉協議会の手助けがあればよいことでは、「気軽に参加できる活動を増やすこと」が6割近くを占めて最も高く、次いで「地域のサークルやイベントの情報提供」、「活動に必要な費用の支援」、「ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人を結びつける仕組み」の順となっています。



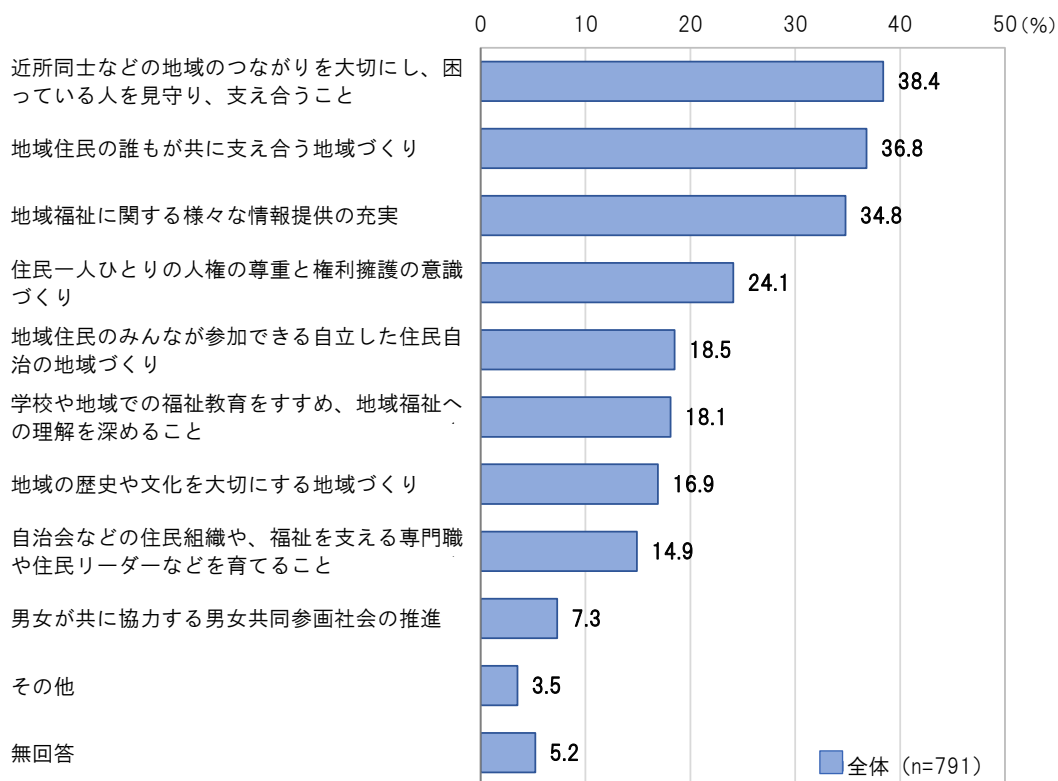
② 地域や行政が今後、取り組まなければならないと思うこと

地域や行政が今後、取り組まなければならないと思うことでは、「公共施設のあり方の見直し（利用者負担、施設・設備の充実や統廃合など）」が4割以上を占めて最も高く、次いで「イベント等の地域活動のあり方の見直し」、「SNS（LINE、X(旧 Twitter)など）を活用した交流活動等の情報発信」の順となっています。



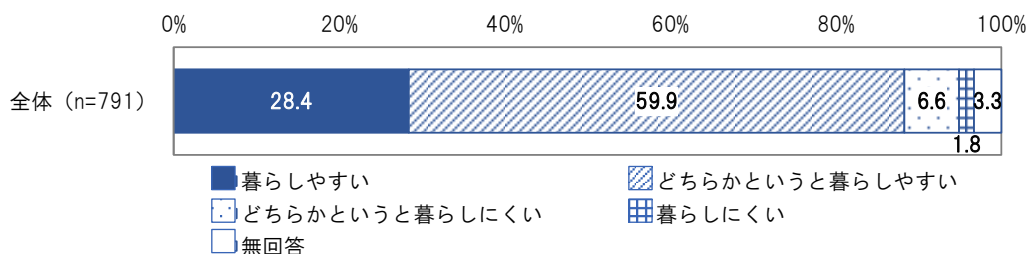
③ みんなが助け合いながら安心して暮らすために大切だと思うこと

みんなが助け合いながら安心して暮らすために大切だと思うことでは、「近所同士などの地域のつながりを大切にし、困っている人を見守り、支え合うこと」が4割近くを占めて最も高く、次いで「地域住民の誰もが共に支え合う地域づくり」、「地域福祉に関する様々な情報提供の充実」の順となっています。



④ 檀原市の暮らしやすさの評価

檀原市の暮らしやすさの評価では、「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせた『暮らしやすい』が9割近くを占めています。



3 第4期地域福祉推進計画の成果と評価

第4期地域福祉推進計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

(1) 地域での見守り・支え合いの充実

地域福祉推進委員や交通ボランティアによる子どもの登下校時の見守り活動においては、通学路の安全確保について社会的な関心が高まっており、活動者は第3期計画期間中よりも増加しました。

(2) 地域福祉活動の場・拠点づくり

コロナ禍で自粛・縮小を余儀なくされた取り組みもありましたが、介護予防や生涯学習活動については、ふれあいサロンや元気な一歩会、オレンジカフェ、生涯学習講座など感染症対策を講じたうえで工夫しながら、実施しました。また、スポーツを通じて気軽に参加できる機会を推進するため、スポーツ推進委員をふれあいサロンなどの地域のイベントに派遣しました。

一方で、子育て支援については、ファミリー・サポート・センターの会員確保のため、定期的な講習会を開催していますが、少子化や共働き世帯の増加の影響もあり、利用者や会員数は伸び悩んでいます。

(3) 地域活動団体、NPO等の活動促進

地域とのつながりに関しては、自治会の加入世帯数は近年横ばいですが、単身世帯数の増加などの影響で、加入率自体は年々低下しており、希薄化がうかがえます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

(1) 支え合いの心の醸成

コロナ禍においても、さまざまな生活のしづらさを抱える人たちへの理解を深めるため、パネル展示やデジタルサイネージによる啓発、オンラインの活用など、さまざまな工夫をしながら、人権啓発のための研修会や認知症サポーター養成講座などの各種講座を開催しました。

しかし、聞こえのサポーター講座や人権問題地区懇談会など参加者数が減少した事業も多くあります。

福祉人材の発掘・育成については、檀原市社会福祉協議会による傾聴ボランティアスキルアップ講座は、当初の目的であった立ち上げ支援を達成し、ボランティア主体で自主的に行えるようになりました。現在は災害ボランティアを新たに募集しており、育成を図っています。

(2) 地域福祉活動に関わるきっかけづくり

情報発信においては、かねてから「見にくい」と意見が多かった市ホームページを令和5（2023）年3月に全面リニューアルし、檀原市社会福祉協議会においても、ホームページをリニューアルすることで、より見やすくなるよう市民の利便性の向上に努めました。今後も必要な情報が必要な人に届くよう、広報紙やホームページを中心に据えながら、各種デジタルツールや既存の概念にとらわれない多様な媒体を用いて幅広い世代へ情報を発信していく必要があります。さらに、SNSは特性やユーザー層がそれぞれ異なるため、情報発信の対象者を絞ることで、より効果的な発信が期待できます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

(1) 包括的な相談窓口・支援体制の構築

今まで別々で実施されていた高齢者と障がい者の虐待防止ネットワーク会議を一本化し、より幅広く包括的・専門的に支援を可能とするため、檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議を開催するなど重層的支援体制を意識し、関係課や関係機関との連携強化を図りました。今後も市民ニーズの多様化や複合的な生活課題を抱える事案の増加が予測されることから、行政や関係機関との横断的な相談支援体制の強化が重要です。

檀原市社会福祉協議会では認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組むとともに、法人後見事業を立ち上げ、後見人が必要な利用者への受け入れ体制を整えました。また、かしはら街の介護相談室と連携し、ケアマネジャーや地域住民から相談される支援困難事例に対する「個別レベル地域ケア会議」や地域住民や各種団体の参加協力を得て「生活支援地域ケア会議」を実施するなど、関係機関等と情報共有を図り協力関係の構築に努めました。

(2) 福祉サービスの充実

子ども・子育てについては、公立幼稚園における預かり保育の拡充や3歳児保育の実施、小規模保育事業所を2園開園するなどの多様化する保育ニーズに対応する取り組みを行いました。

(3) 地域の防災・減災や防犯体制の充実

広報紙やパンフレットでの情報発信や出前講座等を実施するなど、防犯や防災に対する周知啓発に努めました。また、推進委員会による青色防犯パトロールなど、地域の防犯の取り組みを推進しました。

4 地域福祉推進計画で取り組むべき課題のまとめ

(1) 地域との連携の強化・“地域力”の向上

少子高齢化等に伴うひとり暮らし・核家族化の増加により、自治会加入者の減少や地域との付き合いが希薄化している現状があります。特に、年齢が低くなるほどその傾向が顕著となっています。ヒアリング調査等では、活動を通じて感じている地域の課題について、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」や「地域内の交流の減少や、活動者や参加者の減少と固定化」、「若者の参加率の低さ」などの意見があがっています。

また、地域でのつながりが希薄化することにより、同じ地域にどのような人が住んでいるのか分かっていない、高齢者等の支援が必要な人がいてもなかなか実態が把握できないといった課題がみられましたが、一方で、今後の福祉のあり方については、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」の回答が大半を占めており、地域の支え合いを望む人は多くなっています。地域における住民同士や団体同士の連携を強化し、地域力を向上していくことが必要です。

(2) 担い手の発掘・育成

地域の活動団体やボランティア団体等においては、高齢化に伴い、担い手が減少傾向にあります。アンケート調査においても、ボランティア活動への参加者は少なくなっています。ヒアリング調査では、担い手の高齢化や担い手の不足により、活動の継続が難しい状況となっている団体もあり、新たな人材の確保や次のリーダーの育成が課題となっています。一方で、アンケート調査では「機会があれば参加したい」と回答した人は一定数みられ、地域福祉を推進するための活動について関心がある人も多いことから、きっかけづくりや参加のしやすさを工夫することで参加者の確保が見込まれます。

また、ヒアリング調査においては、各団体が各地域でそれぞれに活動をしているものの、お互いにどのような活動がされているのか分からない、連携がとれていないなどといった意見もみられ、定期的に取り組み内容や先進事例などの情報共有、意見交換などができる場を設けるなど、各活動の連携や充実を図っていく必要があります。

(3) 住民が抱える地域生活課題の多様化

少子高齢化・核家族化に伴い、子育て中の家庭では、地域内に同年代の子どもを持つ家庭が少ないなど、家庭（保護者）だけで子育てを行う傾向となりやすく、子育て家庭の孤立等の問題が顕在化してきています。

また、生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、貧困を含む低所得の問題、ひきこもり、8050問題（9060問題）、親の介護と育児を同時に行

うダブルケア、認知症高齢者やその家族の将来の不安に関する事など、住民の地域生活課題は多様化してきています。ヒアリング調査等においても、ひとり暮らし高齢者や幅広い年代のひきこもりの問題、生きづらさを抱えた人の問題など、地域のさまざまな課題が挙げられました。身近な地域で世代等を超えた複雑多様な地域生活課題に対応していくことが求められています。

(4) 災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。高齢化の進行に伴い、災害時に支援や介助が必要な人も増えてきています。アンケート調査によると、地域で手助けできること・手助けしてほしいことでは、ともに「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」が高い割合となっており、地域における災害時の見守り・声かけの重要性を感じている人が多い結果となっています。平常時から地域における見守り活動を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

また、「避難行動要支援者支援制度」の認知度は2割未満と低く、支援の必要な人に制度の周知が行き渡るよう、より一層の広報等が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域での活動の停滞がみられました。感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。



第 3 章

計画の理念と基本目標



第3章 計画の理念と基本目標

1 橿原市第5期地域福祉推進計画に求められるもの

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人など、さまざまな人が生活しています。それらの人々が抱える生活課題は、複雑・多様化しており、地域が一丸となり、相互に支え合える地域づくりが求められています。

本計画では、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所などと行政や社会福祉協議会が協働して、地域全体が、互いにかかわり合っ、助け合い、自分らしくいきいきと暮らすとともに、しあわせを実感できる福祉のまちづくりをめざして、これまでの理念を引き継ぎ、以下のように理念を定めます。

【理念】

みんなでつくる 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち

地域福祉を推進していくためには、「行政が提供する公的サービスによる支援（公助）」だけでなく、「自分たちでできること（自助）」「住民同士が互いに支え合ったり、みんなで協力し合っ、地域でできること（互助・共助）」等を組み合わせた地域づくりが重要です。

複雑・多様化する市民や地域の抱える福祉課題に対応していくためには、公助だけでは対応が困難であることから、第5期計画では、“自助・互助・共助・公助で地域福祉を進める計画”と位置付け、市民をはじめ、関係団体、社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政等が一丸となって、地域福祉を推進していくことができるよう、各施策において「自分たちでできること（自助）」「地域でできること（互助・共助）」を設定します。

2 計画の基本目標

計画の理念「みんなでつくる 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

家庭や地域が抱える課題は複雑・多様化しています。これまでの見守り活動や公的制度から外れる人も増加し、社会的に孤立する人も増加しています。地域の問題の発見、地域での見守り、災害時の避難行動要支援者の支援などの地域福祉を進めていくためには、その基盤として住民同士が日常的に交流し、つながりがあることが基本です。

地域の人々が、互いにちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりを進めることが大切です。地域住民同士がつながり、課題が深刻化する前に発見し、支え合えるための重層的な地域福祉による支援体制をめざします。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

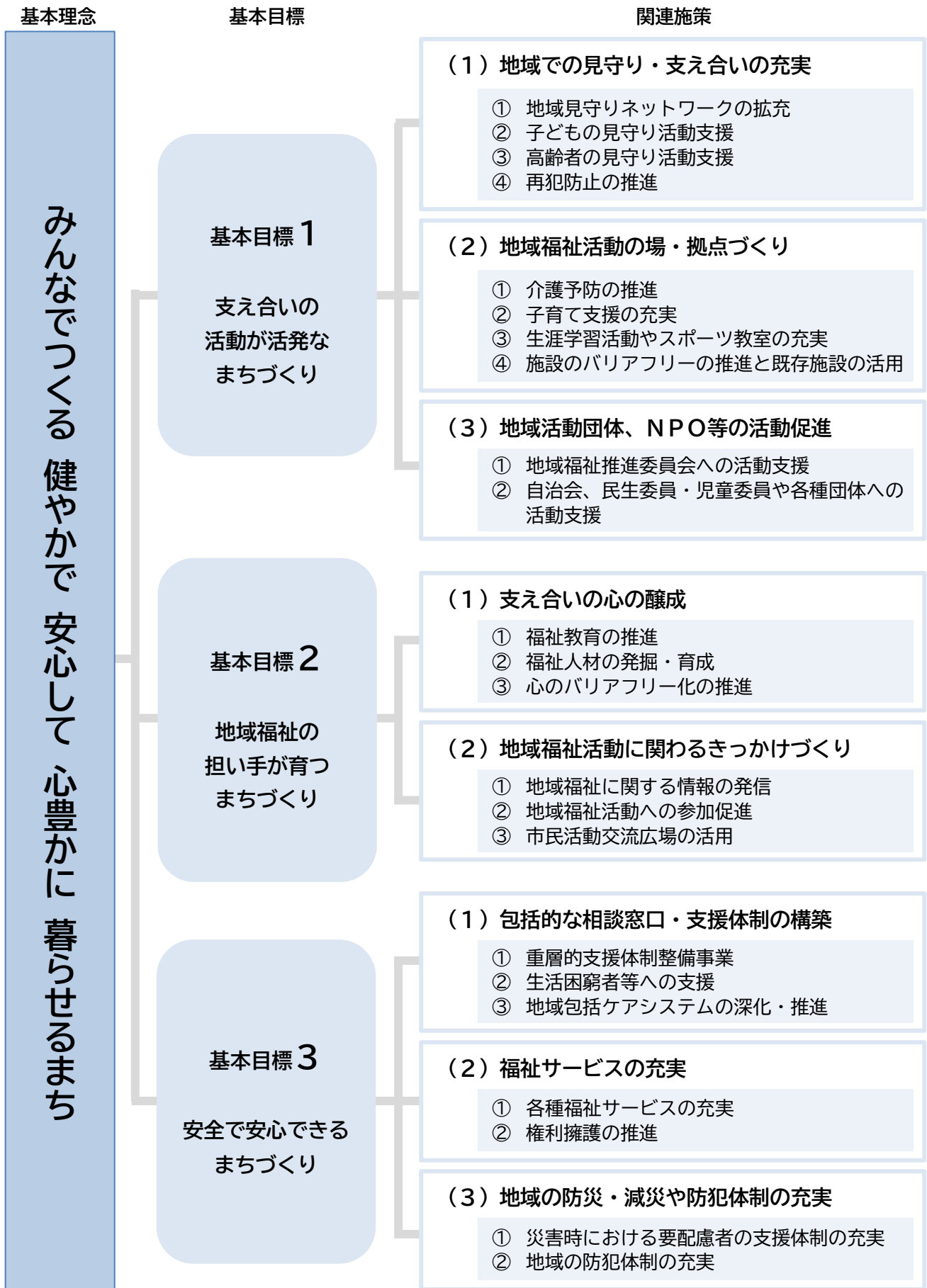
学習や地域活動への参加促進をはじめとする取り組みにより、地域福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成をめざします。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

誰もが安全で安心して快適に暮らせる地域環境は、地域福祉の仕組みづくりや取り組みを効果的にすすめていく上での基盤としても、重要な役割を担っています。

弱い立場に置かれがちな人なども安心して暮らせるよう、地域福祉の視点から「福祉でまちづくり」を推進し、安全・安心な地域づくりをめざします。

3 計画の施策体系図





第 4 章

地域福祉推進のための取り組み



第4章 地域福祉推進のための取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

(1) 地域での見守り・支え合いの充実

■現状と課題■

- 地域における見守り・声かけ等の活動は、すべての人々にとって、地域福祉を支える重要な基盤となっています。しかし、地域の高齢化、仕事を持っている人には時間が合わない等により、これら見守り活動の担い手が固定化される傾向にあります。
- 民生委員・児童委員や地域福祉推進委員、関係団体等に加えて、より多くの市民が参画し、地域が主体となった見守り活動等の活動を充実していく必要があります。
- 児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待等が社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかという危機感も指摘されており、虐待等の社会問題に対しては、地域住民の理解・協力と関係機関等との連携がますます必要です。
- 平成28(2016)年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」では、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多いとされています。生きづらさを抱える犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施する必要があるとされています。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none">● アンケート調査等には、関心を持って積極的に回答し、地域の意向を示しましょう。● 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などの福祉サービスの概要を学んでいきましょう。
互助・共助	地域でできること	<ul style="list-style-type: none">● 隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。● 地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょう。● 福祉施設やサービス提供事業者は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

■行政等の取り組み■

① 地域見守りネットワークの拡充

『地域見守りネットワーク』を拡充し、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、かしはら街の介護相談室、推進委員会や新聞配達事業者、郵便局、ガス・電力会社などの民間事業者、各種団体、警察、消防、地域住民など多くの協力を得て地域での見守り活動を強化します。

<p>檀原市の 主な事業</p>	<p>地域見守り ネットワーク事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者などの地域での孤立や孤独死の防止、認知症の早期発見のために、各種団体、企業・事業者などと行政が協力して、見守りを行います。 ● 今後は地域住民の見守り活動への参加を促すため、さらなる事業の周知を図り、『檀原市はいかい SOS ネットワーク』など他の既存のネットワークとも連携することによって、地域での見守り活動を強化します。 ● 現在加入している事業者等と密に連携を取りながら、迅速な対応につなげ、新規加入事業者の誘致に向け、啓発活動を実施します。
----------------------	---------------------------	--

② 子どもの見守り活動支援

ボランティアの役割分担の見直しや各種団体の連携強化などにより、地域全体で、小学校の登下校時の見守りなどを行えるような取り組みを継続します。

<p>檀原市の 主な事業</p>	<p>青少年健全育成事業（青少年指導）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の方々や保護者、学校、警察、関係機関と連携して、街頭指導活動として下校時間巡回指導、朝巡回指導、夜巡回指導や休業中の見守り活動を行い、地域での子どもの健全育成を進めます。
	<p>学校安全対策事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の交通ボランティアにより、小学校の登下校時の見守りを行います。ボランティアの拡大「ながら見守り」の導入により、ボランティアの負担を軽減しながら継続します。 ● 見守りボランティアへの市長感謝状贈呈式を毎年実施していきます。
<p>社会福祉協議会の 主な事業</p>	<p>推進委員会の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進委員会の活動として、小学校の登下校時の見守り活動を推進します。 ● 活動者が無理なく継続できるよう、推進委員会や学校と連携し、担い手の確保や負担を軽減する方法について検討していきます。

③ 高齢者の見守り活動支援

『檀原市はいかいSOSネットワーク』などを活用し、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、かしはら街の介護相談室、推進委員会、民間事業者、地域住民などと連携し、認知症の人や、生活のしづらさを抱えた人を見守り、早期に課題発見・対応できる体制づくりを推進します。

檀原市の 主な事業	はいかい高齢者家族支援サービス	● 認知症による徘徊などで行方不明になった人を早期に発見するために、協力関係機関及び協力者間でネットワークを構築します。また、認知症等の人がいる家族にGPS機器を貸与し、見守りを支援します。
	一人暮らし高齢者実態調査	● 各地区の民生委員・児童委員により 65 歳以上の一人暮らし高齢者の実態を調査し、現状を把握します。
	地域の高齢者への積極的な訪問	● かしはら街の介護相談室に委託し、生活機能の低下のリスクのある高齢者や虐待・認知症等により見守りを要する高齢者などを支援につなげるため、関係機関等から情報提供のあった高齢者への訪問相談を行います。
社会福祉協議会の 主な事業	見守り活動支援事業	● 民生委員・児童委員等が実施する一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認を目的とした地域の見守り活動を支援します。 ● 見守り活動を通じて、社会福祉協議会や「かしはら街の介護相談室」、地域の社会資源等の情報を発信します。
	ふれあい電話訪問サービス事業	● 高齢者に対し、話し相手や見守り等のため、ボランティアによる電話訪問を行います。
	推進委員会の活動支援	● 推進委員会、自治会、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を進めながら、日々の生活やサロンなどの活動の中で、異変に気付いた場合に関係団体や専門機関に相談・連絡できるよう、「緩やかな見守り」を推進します。

④ 再犯防止の推進

保護司は犯罪をした人や非行のある少年に対し、改善・更生を図るため面接等を通じて適切な処遇や明るく・安全・安心な街づくりにのために、犯罪予防の活動の促進を行い、罪を犯した人と地域社会とをつなぐ「懸け橋」の役割を体現してきた存在です。犯罪や非行のない明るい社会の実現のため今後も協力して取り組んでいきます。

また、“社会を明るくする運動”を通じて、次代を担う小学生・中学生が作文を書くことにより、犯罪や非行の防止に関する意識を高めるため「作文コンテスト」を実施しています。

<p>檀原市の 主な事業</p>	<p>社会を明るくする 運動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サポートセンター檀原を拠点として活動されている檀原地区保護司会に対して支援します。 ● 地域での見守り活動を通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
----------------------	------------------------	--

(2) 地域福祉活動の場・拠点づくり

■現状と課題■

- 地域でのつながりを強め、地域での支えあい・助けあいを活発化するためには、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に集い、交流し、ふれあう機会や場を拡充していく必要があります。また、各種団体の活動の活発化に向けても、先進事例についての情報交換や意見交換のできる場・拠点場を拡充していく必要があります。
- 令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな地域活動が自粛となりました。活動の継続に向けては、新しい生活様式を意識した実施方法なども検討していく必要があります。

■みんなの取り組み■

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。 ● 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになりましょう。 ● 高齢者、障がいのある人、外国人などに対する福祉活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。
<p>互助 ・ 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動団体は、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。 ● 地域のサークルや団体は、積極的に交流を図りましょう。 ● 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協体制を整えましょう。

■行政等の取り組み■

① 介護予防の推進

高齢者の閉じこもりなどを防ぎ、いきいきと暮らすことができるよう、ふれあいサロンや元気な一歩会など、多くの高齢者の活動を支援します。また、高齢者だけでなく、幅広い年代が関わりを持てるような仕組みづくりを進め、活動の充実を図ります。

<p>檀原市の 主な事業</p>	<p>地域介護予防活動 支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいサロンの実施を継続的に支援するとともに、元気な一歩会の立ち上げ支援を実施します。 ●既存の元気な一歩会のサポートに向けては、引き続き説明会等を開催していきます。
<p>社会福祉 協議会の 主な事業</p>	<p>ふれあいサロン事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の高齢者を対象に、地区公民館等において、体操や手芸等のメニューを行うサロン活動を支援します。また、サロン間での情報共有や他の団体との連携により、活動内容が充実していくよう支援します。
	<p>オレンジカフェ (認知症カフェ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の方やその家族が集まり、悩みの相談や介護の情報を得るための交流を推進します。
	<p>推進委員会の活動 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●推進委員会のイベント等において子どもから高齢者まで幅広い年代が交流できるよう支援します。

② 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、こども広場や子育て支援センターの充実や、育児サークルや子育て支援団体、保育所（園）・幼稚園・小中学校などの連携を強化し、子どもの居場所づくりを進めます。また、地域とのつながりを深め、子育て世帯でない層も関わられるような仕組みづくりを行います。

檜原市の 主な事業	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援拠点としての「こども広場」、「子育て支援センター」において、遊びの場の提供や相互交流、情報の発信、子育て相談などのさまざまな支援の充実を図ります。 ●ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員の増加を図り、子育てを地域で相互援助できる支援を進めます。
	地域子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区公民館を中心に主に週末を利用して、地域の大人たちが中心となって教室を運営し、体験・交流活動を通して、地域の子どもたちの居場所づくりを行います。 ●さまざまな団体との連携を通して、教室の担い手や新たな参加者の拡大を進めます。
	家庭教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの発達について学ぶ場を保護者に提供するとともに、参加者同士が育児について気軽に語り合うことのできる交流の場を提供します。 ●育児サークルやさまざまな家庭教育推進団体との連携を通して、各種子育て支援講座の教室の担い手や新たな参加者の拡大を進めます。

③ 生涯学習活動やスポーツ教室の充実

どの年代でも参加しやすい各種生涯学習やスポーツ等の機会を通して、楽しみながら地域住民が参加できる機会を増やします。また、学習を通じて得た知識を基に、地域で活躍できるような仕組みも作ります。

檀原市の 主な事業	社会教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる年代の方々に学んでいただけるよう生涯学習講座を実施します。 ●生涯学習情報をホームページで公表し、各課や公共施設等が実施する講座を紹介します。今後、さまざまな団体と連携しながら、講座内容の充実を図ります。
	地域生涯学習推進委員事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生涯学習推進委員により、地域住民が生涯学習を行える地域学級を地区公民館等で開催します。 ●地域生涯学習推進委員が他の団体などと連携しながら、魅力ある活動づくりを行えるように支援し、担い手や参加者の幅を広げます。
	各種スポーツ教室開設実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯スポーツの推進・市民交流のきっかけの場として、市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等関係団体の教室・スクールへの移行を促します。
	スポーツ推進委員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯スポーツの推進・市民交流のきっかけとして、地域にスポーツ推進委員を派遣して、年代や障がいの有無にかかわらずできるポッチャなどのニュースポーツ等の場を提供します。

④ 施設のバリアフリーの推進と既存施設の活用

集会所や公民館等の公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、既存施設の積極的な活用促進により、だれもが集いやすく、活動しやすい環境を整備します。

檀原市の 主な事業	学校幼稚園施設開放事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子どもに関心を持つ機会を作り、世代間の交流を深める場として、市立小中学校施設、市立幼稚園施設を活用します。
	学校体育施設開放事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯スポーツ実践の場として、市立小中学校体育施設を学校教育と調整を図りながら、檀原市で活動するスポーツ団体等に開放します。
	地区公民館維持・管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治委員会を指定管理者として指定することにより、地域に根付いた柔軟かつ円滑な地区公民館の運営を行います。 ● 適正な建物等の維持管理を実施することで、快適な学習環境を提供できるよう努めます。
	集会所施設整備助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治会からの要請に応じ、集会所の新築・増築・改築・改修を行う場合に、その費用の一部を補助し、地域コミュニティの健全な発展と自治の振興を図ります。
	空家等利活用再生補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家等対策計画の利活用事業の一つとして、空家が地域活性化の資源となるよう、住宅以外の用途へと転用するモデル事業を進めます。
社会福祉協議会の 主な事業	社会資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターや「かしはら街の介護相談室」と連携して、居場所としての地域資源の調査・把握・周知を行います。集いや活動の拠点として、情報提供を行います。

(3) 地域活動団体、NPO等の活動促進

■現状と課題■

- 地域活動の担い手が高齢化・固定化しており、新たな地域福祉を担うボランティアの確保・育成が喫緊の課題となっています。また、一方で、既存のボランティア団体は、会員の高齢化のほか、活動場所・活動資金・情報不足など多くの困難を抱えています。
- 担い手を増やし地域福祉活動を充実させるために、ボランティアを育成するとともに、ボランティアや団体が活動しやすい環境整備を図っていく必要があります。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアやNPOの活動に関心を持ちましょう。 ● 行政等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。 ● 各種講座や研修を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう。
互助 ・ 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。 ● 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。

■行政等の取り組み■

① 地域福祉推進委員会への活動支援

推進委員会に対して、活動のアドバイスや人材の育成を含めた支援を行います。また、各小学校区間の情報共有や連携できる仕組みづくりを進めます。

檀原市の 主な事業	推進委員会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会と連携して、推進委員会の活動を支援します。今後は更なる活動の発展を目指し、支援を強化します。
社会福祉協議会の 主な事業	推進委員会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進委員会の活動や運営を支援します。人材の育成や各種団体との連携を進め、地域福祉の充実を目指します。 ● 話し合いの場づくりや地域福祉の周知啓発を推進し、地域福祉の担い手の発掘・育成に向けたきっかけづくりを支援していきます。
	推進委員会間の連携の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡協議会により、各小学校区間の情報の共有化を図り、地域福祉ネットワークを構築します。 ● 各小学校区での取り組みの連携を進め、各校区の活動が活発化するよう支援します。

② 自治会、民生委員・児童委員や各種団体への活動支援

自治会や民生委員・児童委員、各種団体の活動が円滑に行えるよう支援していくとともに、互いに連携・情報共有できるような仕組みづくりを進めます。

檀原市の 主な事業	自治委員活動事業	●地域コミュニティ組織の自立を支援し、地域コミュニティ組織が主体となった地域活動を活性化させ、市民と行政が協働したまちづくりを進めていくことをめざすため、地域の相互扶助の基礎単位である自治会組織の支援、加入促進を図ります。
	民生委員・児童委員関係事業	●各地区及び市民生児童委員協議会に対して支援するとともに、民生委員・児童委員の人材育成や専門性を深めてもらう機会を提供します。引き続き、行政や社会福祉協議会等との連携・情報共有を強化します。
	障がい関係各種団体の活動支援	●障がい関係の各種団体に適正な補助金を交付するなど、活動の支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。また必要に応じ、各種団体に対し障がい福祉制度の説明会等を実施します。
	子育てサークルや子育て支援ボランティア団体の活動支援	●子育てサークルや子育て支援ボランティア団体に対し、保育士の派遣等を行い、活動を支援します。今後は団体の自主性を尊重し、実情に合わせた活動支援を行います。
	老人クラブの活動支援	●市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、活動の活発化に向けて、支援を行います。
社会福祉協議会の 主な事業	団体の活動支援	●市自治委員連合会、市民生児童委員協議会、市老人クラブ連合会、連絡協議会等のそれぞれの活動を支援するとともに、連携を図りながら地域福祉を推進します。
	各種団体の連携強化	●研修会や交流会の実施により、各種団体の連携を深め、相互の協力体制の強化に努めます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

(1) 支え合いの心の醸成

■現状と課題■

- 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。
- 一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、子どもの頃から地域の大人との交流を通じて、自然に福祉の心を身につけることが必要です。また、大人になってからは、その心を育てていく必要があります。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none">●心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）を実践するように努めましょう。●高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。●地域の福祉活動に参加しましょう。●一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。●地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して、福祉の知識を身につけましょう。
互助 ・ 共助	地域でできること	<ul style="list-style-type: none">●地域の福祉活動に参加し、仲間づくりを進めましょう。●地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。

■行政等の取り組み■

① 福祉教育の推進

子どもの頃から、地域の人と関わりを持ったり、福祉教育を進めることで、支え合い・助け合いの心を育てます。

檀原市の 主な事業	特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者との交流、バリアフリー体験、福祉体験学習、職場体験学習等やゲストティーチャーを招いての講演等を行うことで、福祉教育の推進を図ります。学校での経験をきっかけに、家庭や地域等、身近なところから自分にできることを実践する力も育成します。
社会福祉 協議会の 主な事業	福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中・高等学校に対する、出前講座の実施やボランティア活動の実践を通じて、福祉教育を推進することにより、社会福祉への理解と関心を深め、思いやりとやさしさを養います。
	共同募金運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中・高等学校の児童・生徒に対し、募金活動の実践を通じて福祉教育を推進します。また、集まった募金の活用と地域福祉について、学ぶ機会を提供します。

② 福祉人材の発掘・育成

各種ボランティア団体等において、活動の中心となって指導的な役割を果たす人材の不足や、リーダーの高齢化が進み、次の時代のリーダーが見つからないという現状があります。長期的な視点から、地域資源である人材を掘り起こし、育成を行います。

檀原市の 主な事業	ヘルスリーダーの養成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の健康づくりのためのボランティアの育成を図ります。食生活改善や運動推進を普及できるよう、若い世代を含めた周知・活動内容を工夫します。
社会福祉 協議会の 主な事業	ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアを募集し、登録者に対する研修会や訓練の実施を通じて、育成を図ります。 ● 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、積極的に福祉・災害関連のボランティア情報を発信します。

③ 心のバリアフリー化の推進

地域住民一人ひとりが、高齢者や障がい者など、さまざまな生活のしづらさを抱える人たちに対する理解を深め、地域で共に暮らせるように研修や交流の機会を充実させます。

檀原市の 主な事業	人権啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の人権意識の高揚を図るため、研修会の他、広報誌やホームページへの啓発記事の掲載、人権パネル展の開催、駅等での街頭啓発の実施等の活動を推進します。 ●ナビプラザ壁面LEDや公共施設のデジタルサイネージ、コミュニティバス内広告表示等のデジタルを活用した啓発を実施します。
	地域社会における 人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育指導員を地域に配置し、人権問題地区別懇談会や各種研修会を開催します。 ●だれもが気軽に参加できるように内容を工夫し、より多くの地域住民の参加を促します。
	認知症サポーター の養成	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者やその家族を地域で見守り支援する「認知症サポーター」を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。また、工夫を凝らした講座を実施することで、多くの認知症サポーターを養成していきます。さらに、児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催します。 ●養成講座の受講修了者にはステップアップ講座等を用意し、サポーターの活動につながるように支援します。
	障がい者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健福祉普及啓発事業や障がい者交流事業を通じ、障がい者団体や地域住民、ボランティアなどの交流を図ります。また、市の取り組みの中で地域と障がいのある人が交流できる場を設けます。
	手話言語普及啓発 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動等を通じて手話の普及啓発を行い、ろう者に対する理解を深めます。また、手話奉仕員の養成や子どもたちが手話を学習できる環境整備、市職員に対する手話言語の普及を図ります。
	障がい者地域生活 支援事業（聞こえ のサポーター講 座）	<ul style="list-style-type: none"> ●要約筆記を地域に広め、中途失聴・難聴者に関わる支援者（理解者）を増やすため「聞こえのサポーター講座」を実施し、要約筆記等で障がい者をサポートするボランティアを養成します。
社会福祉 協議会の 主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●キャラバン・メイトとして認知症サポーターを養成します。 	

(2) 地域福祉活動に関わるきっかけづくり

■現状と課題■

- 市民アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがある人は少ないものの、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」と回答した人を含めると半数以上を占め、特に活動への参加の少ない若い世代で高い割合となっていました。
- 関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。
- 性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。そのため、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけていきます。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分ができることからボランティア活動をはじめましょう。 ● 各種広報やホームページなどを利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。 ● 資格を持っている人は、専門性を活かして積極的に活動しましょう。 ● 地区別懇談会などの地域住民の協議の場に積極的に参加して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
互助 ・ 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。 ● 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。 ● 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。 ● 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。

■行政等の取り組み■

① 地域福祉に関する情報の発信

年代や行動形態などに応じた情報媒体の活用や、地域福祉に関心のない人でも興味を持てるような工夫をすることにより、多くの地域住民に地域福祉に関する情報を届けます。

檀原市の 主な事業	広報事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報「かしはら」の月1回の発行やSNS、ホームページの更新（随時）を行います。今後は、市民にとってより見やすく伝わりやすい広報紙づくりに取り組みます。
	出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員、ボランティア・市民活動団体等の講師により、各種講座を実施し、学習機会の充実及び意識啓発を図り、市民参加によるまちづくりの推進を図ります。 ● 参加者が増えるよう、庁内の各担当部署に工夫を呼びかけます。
社会福祉 協議会の 主な事業	広報事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だより「いきいき」を年4回発行します。また、視覚障がいのある方にも情報が届くよう、音訳をします。 ● ホームページやSNSの更新（随時）を行い、タイムリーな情報を発信します。
	啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い世代に地域福祉への関心を持ってもらうため、住民が集まるイベント等、あらゆる機会を活用し、地域住民への地域福祉に対する啓発を行います。 ● 若い世代の関心を高めるため、小中高生に対する地域福祉出前講座を提案していきます。

② 地域福祉活動への参加促進

学生や働いている人などでも、気軽に参加できるように活動内容や参加方法を工夫したり、その人の年代に応じた活動を紹介することで、より多くの地域住民が地域福祉活動に参加できるような仕組みづくりを行います。

檀原市の 主な事業	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティスクールを基盤とした地域とともにある学校づくりを進めることで、学校を核として、地域に住む人々が集いつながり、活動することができる場所を創出します。
社会福祉 協議会の 主な事業	推進委員会の活動 支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い世代が参加・活動できる場づくりを推進していきます。また、校区間の情報共有を行い、活動のヒントや気づきにつなげるとともに、ホームページやSNS（Instagram）を活用し、情報発信をしていきます。

③ 市民活動交流広場の活用

市民活動交流広場を活用した地域活動や地域のイベント・交流活動を通して、希薄になりつつある地域の「つながり」の大切さをみんなで再確認し、コミュニティの活性化を図ります。

檀原市の 主な事業	市民活動交流広場の 運営事業	<ul style="list-style-type: none">● 市民活動交流広場での支援や市民活動公募事業補助金による経費の一部補助を行い、市民活動の活性化を促進します。● 市民公益活動の支援を充実するため、専門性を持った人材の育成・配置を進めます。
社会福祉 協議会の 主な事業	ボランティア活動 の支援	<ul style="list-style-type: none">● 市民活動交流広場を拠点（受付窓口）として、ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取り扱い、安心して活動できるよう支援します。● ボランティア活動中の事故防止に向けた啓発を行います。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

(1) 包括的な相談窓口・支援体制の構築

■現状と課題■

- 近年では、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。改正社会福祉法では、地域の人々の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」の創設などが盛り込まれました。
- 平成 27 (2015) 年度から生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談等の事業を実施していますが、社会構造の著しい変化などに伴い、生活困窮者の状況や抱える生活課題は複雑化・多様化し、これまでの制度の谷間におかれている方への支援の充実、さらには、家計に問題を抱える生活困窮者の相談も増加していることから、これまで以上の支援の充実が求められています。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none">●問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。●広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
互助 ・ 共助	地域でできること	<ul style="list-style-type: none">●支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。●地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。●公的施設などを利用した相談を行うなど、身近な地域でできる相談について検討しましょう。●事業所は、地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に取り組みましょう。

■行政等の取り組み■

① 重層的支援体制整備事業

地域住民の抱える課題が複合化・複雑化していることを踏まえ、複数の課題を抱えた人や制度の狭間にいる人の相談にも対応できるような包括的な相談支援体制を目指します。そのために、各機関・各相談窓口との情報の交換や共有化を図り、既存のネットワークを強化しつつ、適切に専門職等を配置するなど必要な体制づくりを進めます。

重層的支援体制整備事業において実施する各事業の概要（改正社会福祉法より抜粋）

事業名	事業概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます。 ・支援機関のネットワークで対応します。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業になぎます。
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりをつくるための支援を行います。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届けます。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きます。
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築します。 ・複雑化・複合化した課題について、支援関係機関と連携し、情報共有及び役割分担を図ります。

② 生活困窮者等への支援

課題を抱えた生活困窮者等に対し、相談を受けた支援員が必要な支援と一緒に考え、関係機関や専門家との連携を図りながら必要な支援を行います。

<p>橿原市の 主な事業</p>	<p>橿原市生活支援相 談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的に困っている人、仕事がなかなか見つからない人、家族のひきこもりなど、生活に何らかの問題を抱えた人の相談を自立相談支援員が個別に受け、課題を整理し、自己肯定感、自尊感情を失っている相談者に対して本人の意欲や想いに寄り添って自立に向けた支援を行うとともに、就労支援の一環として、住居を喪失した人、又は喪失するおそれのある人の就労機会の確保に向けて、住居確保給付金を支給します。 ● 直ちに一般就労することが難しい相談者に対しては就労準備支援を、家計に課題のある相談者には家計改善支援員による支援を行い、関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、本人が自立できるよう包括的・創造的な支援を進めます。 ● 地域での就労及び就労体験の場、居場所といった地域資源の開発を目的として、社会福祉団体・地域の事業所等とのネットワークづくりを進めます。
<p>社会福祉 協議会の 主な事業</p>	<p>生活福祉資金の貸 付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図ることを目的に、生活福祉資金の貸付を行います。
	<p>奈良県フードレス キュー事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に窮迫した相談者に対して、寄り添い、安心・安定した生活に向けた相談支援活動につなげていけるよう、一時的に食料品の提供を行います。

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

課題を抱えた高齢者等に対し、相談を受けた支援員が必要な支援を一緒に考え、関係機関や専門家との連携を図りながら必要な支援を行います。

<p>橿原市の 主な事業</p>	<p>包括的支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター（法人へ委託）、かしはら街の介護相談室の設置・運営（法人へ委託）、在宅医療と介護の連携推進事業、認知症総合事業等を行います。 ● 地域包括支援センター及びかしはら街の介護相談室では、24時間 365 日の相談対応を行うほか、より一層地域の高齢者の実態やニーズを把握するための取り組みや、地域のニーズに合致した各種教室の開催に取り組みます。また、在宅医療・介護連携地域ケア会議等を通じて、医療と介護の連携体制の強化を図ります。 ● あらゆるツール・場面を活用し、周知啓発を行っていきます。
<p>社会福祉 協議会の 主な事業</p>	<p>地域包括支援センターの運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市からの委託（南エリア）を受け、地域包括支援センターに保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、それぞれが連携を図ることにより、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療等のさまざまな悩み・相談ごとに総合的に対応します。 ● 総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業等を行います。 ● かしはら街の介護相談室と連携を図り、地域における高齢者の総合相談窓口として、より一層の充実を目指します。 ● かしはら街の介護相談室と連携を図り、自立支援・重度化防止に向けて、地域に密着した実態把握や介護予防・生活支援の取り組みを進めます。 ● 認知症地域支援推進員による専門相談や、認知症初期集中支援チームの設置により、早期から認知症高齢者等を支援します。

社会福祉協議会の 主な事業	地域ケア会議の開催（参加）	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジャーや地域住民等から相談される個別の支援困難事案の解決に向けた検討や、地域の支援体制の構築を目的に、「個別レベル地域ケア会議」を開催（参加）します。 ● 小学校区の現状や課題（居場所づくりや見守りなど）を、地域住民と共有し、解決に向けた検討のため、「生活支援地域ケア会議」を開催（参加）します。 ● 医療機関や介護サービス事業者などの関係者が連携を図り、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を目的に、中学校区域で「多職種交流勉強会」を開催します。 ● 専門職等がケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種により課題及び背景・原因の分析をより深め、要支援者等の自立支援の検討を行う、「自立支援地域ケア会議」を開催します。
	生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会（第1層）と地域包括支援センター（第2層）の生活支援コーディネーターが連携を図り、地域住民や各種団体の協力を得て、地域の課題解決に向けたきっかけづくりを支援していきます。 ● 自治会、民生委員・児童委員、推進委員会等と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

■現状と課題■

- 現在、檀原市では、福祉に関する分野別の計画を策定し、各分野において、地域での福祉サービスの充実に向けた取り組みを行っています。今後も、これらの行政計画に基づき、地域や事業者等と連携して、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て支援に関する事業を推進していきます。
- 一方で、各種福祉サービスだけでは対応できない潜在化した生活課題もあり、これからの少子高齢社会は、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められることも考えられます。これらのニーズをいかに把握するかが大切であり、その方法、手段について検討する必要があります。一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、行政ではできないサービスを地域ごとに展開していくことも必要です。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちでできること	●日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。
互助 ・ 共助	地域でできること	●地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識しましょう。 ●生活課題を関係機関と共有し、ネットワークの充実を図りましょう。 ●異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。

■行政等の取り組み■

① 各種福祉サービスの充実

課題を抱えた市民等に対し、相談を受けた支援員が必要な支援を一緒に考え、関係機関や専門家との連携を図りながら必要な支援を行います。

檀原市の 主な事業	介護関連サービス	●近隣住民等からの情報提供も含め、アプローチが必要と認められる高齢者については、迅速に高齢者訪問を実施し、現状を把握し、課題解決に取り組んでいきます。
	障がい関連サービス	●障がいのある人に対し、状況に応じた支援内容及び支給量を勘案し、必要なサービスの支給決定を行うことにより自立を促し、安心して地域で社会生活を営むことができるよう支援していきます。
	子ども・子育て関連サービス	●一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまち、そして、子育て世代に選ばれるまちの実現を目指し、各種サービスを提供します。
社会福祉協議会の 主な事業	提供する福祉サービスの向上	●地域福祉の担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、組織体制の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上に努めます。

② 権利擁護の推進

高齢者や障がい者などの人権を守り、サービスを必要としている人が、適切にサービスを受けられるよう支援します。また、高齢者や障がい者などへの虐待の防止や、早期発見・早期解決のための啓発、見守りを進めます。

檀原市の 主な事業	高齢者・障がい者の権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がい者の虐待防止や成年後見制度の利用促進のために、情報交換や対応の協議を行う「檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク」を構築しています。市（長寿介護課・障がい福祉課）と社会福祉協議会及び地域包括支援センターが中核機関として、福祉・医療・行政・法律専門職など多様な主体が連携協力する「協議会」を運営し、本人を後見人等とともに支える「チーム」を支援する仕組みづくりに努めます。
	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用が有効と認められる市長申立てによる高齢者、知的障がい者または精神障がい者に対し、費用負担が困難な場合、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
社会福祉協議会の 主な事業	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や日常生活の相談、日常的な金銭管理などの援助を行います。支援活動を行う生活支援員を養成し、利用者が安心して地域で生活できるよう支援体制の構築を図ります。
	権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用支援、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用等により、高齢者が自身の権利を理解し、行使できるよう支援します。 ● 市や関係機関との連携を密にし、高齢者虐待の早期発見と早期対応を行います。また、かしはら街の介護相談室と連携して地域住民等に周知・啓発を行います。
	法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用対象者が地域で安心して生活できるように、財産管理や、身上保護を行います。

(3) 地域の防災・減災や防犯体制の充実

■現状と課題■

- 市民アンケート調査では、地域での手助けについて安全・安心の対策への地域の役割を期待している人が多くみられました。
- 災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域で力を援助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。
- 災害時の要援護者への支援について、市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方等を対象に、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。

■みんなの取り組み■

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none"> ●自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。 ●災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。 ●子どもや高齢者、障がいのある人の防災訓練への参加を呼びかけましょう。 ●緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理しておきましょう。 ●避難に心配がある人は、避難行動要支援者名簿への登録を申し出ましょう。
互助 ・ 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や自治会組織では、避難が困難な高齢者や障がいのある人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時取るべき行動を確認しておきましょう。

■行政等の取り組み■

① 災害時における要配慮者の支援体制の充実

平常時より避難行動要支援者を把握し、災害時にはスムーズな安否確認や避難誘導などができるような体制づくりを進めます。

檀原市の 主な事業	避難行動要支援者 支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者支援制度の対象者への郵送調査、民生委員・児童委員による個別訪問調査を実施し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画書を作成します。また、関係機関（民生委員・児童委員、檀原警察署、奈良県広域消防組合檀原消防署）に避難行動要支援者名簿を配布します。 ● 今後はより一層の制度の周知・浸透を図り、避難行動要支援者への避難支援の輪を広げるとともに、避難支援を必要とする対象者の名簿登録を促します。 ● 個別避難計画書の作成後の管理、活用方法について、関係課と協議を進めるとともに、支援者の自助の意識を持ってもらうためにも、様式の見直し等の方策を検討していきます。 ● 当該制度の周知啓発についても、引き続き実施していきます。
	地域防災力の向上 事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌・パンフレットの作成、ホームページ、出前講座の開催、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用して、地域住民・自主防災組織・企業・学校などの防災・減災意識を向上させるための啓発活動を実施します。 ● 地域の特性に合った防災対策・活動へのアドバイス等、各組織に即した講座等を実施していくことで更なる地域防災力の向上に努めます。 ● 次世代の防災対策を担う小中学生に対し、防災教育の推進を図ります。
社会福祉 協議会の 主な事業	推進委員会の活動 支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進委員会の活動として、自治会や自主防災会等と連携し、防災訓練などの取り組みや周知・啓発による地域の防災・減災意識の向上を支援します。

② 地域の防犯体制の充実

防犯灯を設置する自治会や、青色防犯パトロールによる自主防犯活動を行う団体を支援するとともに、地域住民の防犯意識を高めるための啓発活動を進めます。

檀原市の 主な事業	安心安全な地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none">●自治会における防犯灯設置に対する支援、広報誌の活用やボランティア団体などとの連携により、防犯の周知・啓発活動を推進します。●老朽化した防犯灯の更新の補助申請を受け付け、防犯灯の普及を維持していきます。
社会福祉協議会の 主な事業	推進委員会の活動支援	<ul style="list-style-type: none">●推進委員会の活動として、地域の各種団体、関係機関と連携を図りながら、青色防犯パトロールなどの地域の防犯の取り組みを支援します。



第5章

計画の推進体制



第5章 計画の推進体制

1 計画推進主体とその役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが望まれます。

(2) 地域福祉推進委員会の役割

地域福祉推進委員会は社会福祉協議会とともに、「福祉でまちづくり」を進める目的で小学校区ごとに設けられた住民主体の地域福祉活動組織です。

自治会、民生委員・児童委員、PTA、学校、福祉施設、ボランティアなどで構成されている自主的な組織であり、地域での福祉活動の情報交換や調整の場として、今後の取り組みの推進役としての機能が期待されています。

(3) 自治会・町内会の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会・町内会の役割がより一層重要となっています。さらに、地域福祉推進委員会とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(4) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが望まれます。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(5) ボランティア・NPOの役割

ボランティア、NPOは、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体と連携をし、活動内容の充実とサービスの多様化を図るとともに、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が望まれています。

(6) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉施設・福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行うとともに各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(7) 社会福祉協議会の役割

地域住民が地域福祉活動に参加しやすいように環境の整備や地域住民の主体的な活動を側面的に支援します。また、地域の生活課題の解決に向け、専門的な見地からの助言・地域資源の開発やコーディネートなどの役割も期待されています。

さらには、地域住民の福祉への関心と参加を高めるため、広報・啓発や情報発信、きっかけづくりを行うとともに、行政や推進委員会との連携に努め、福祉教育の推進や支え合いの心の醸成を図ります。

(8) 行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、市民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、市民やボランティア、NPO等、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、NPO等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

2 計画の周知と関係機関の連携の強化

地域福祉は、橿原市で暮らす住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて計画の周知を図ります。

また、地域福祉を推進するためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決を図ることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく、保健・医療・福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

3 計画の進捗管理と点検・評価

本計画を総合的に推進していくため、設定した「取り組みの方向性」や「めざすべき姿」の実現に向けた施策等について、PDCAサイクルをしっかりと回し、取りまとめた上で、定期的に協議会等において意見をいただくなど、その進捗状況の評価をします。

また、適切な評価が行えるよう、住民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の考えや活動実態の把握に努めます。



第 6 章

16 小学校区 地域福祉推進委員会の横顔



耳成小学校区

愛称：スマイルみみなし会

設立：平成 17 年 5 月 25 日

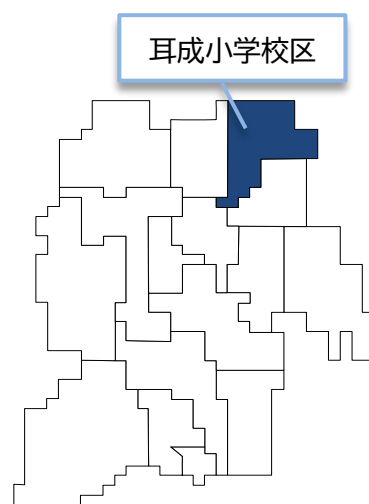
校区目標

話しあおうよ。みんなしてより透明な活気ある
まちづくりへ ~わがまち再発見~

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		10,962 人	10,573 人	9,639 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	1,795 人	1,486 人	1,023 人
	構成比	16.4%	14.1%	10.6%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,537 人	2,256 人	2,708 人
	構成比	14.0%	21.3%	28.1%
世帯数		4,028 世帯	4,272 世帯	4,503 世帯
一人暮らし高齢者数		136 人	233 人	319 人

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。



5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- 高齢者の居場所づくりとして、ふれあいサロンや交流会を開催し、喜んでもらっている。
- ふれあいサロンを実施していない地域でも、ミニサロンを開催するなど定期的な交流活動が行われている。
- 定期的に立哨活動を実施し、子どもの見守りや交通事故の防止に努めている。
- 広報紙では各町の取り組みを掲載し、情報発信を行っている。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■ コロナ禍をきっかけにふれあいサロンへの参加者が減少し、コミュニケーションも少なくなってしまったので、再構築を図っていく必要がある。■ ふれあいサロンが再開できていない自治会や参加してくれない人にどう参加を促していくかが課題となっている。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 若い世代の参加を促進し、自然発生的に担い手が育つ環境が必要である。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■ 若い世代を巻き込むには、小学校や子ども教室との連携が必要である。■ 交流会は小学校区で実施しているが、校区をまたいだ交流も必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあいサロン(各町)
- ☆ ふれあい交流会
- ☆ 子どもの登下校の見守り活動

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあいサロン（体操）



▲ふれあい交流会（子ども落語）



▲子どもの登下校の見守り活動

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 高齢者の居場所づくりとして、ふれあい交流会やふれあいサロンを継続して実施します。
- ふれあいサロンに限らない、小地域での居場所づくり活動を推進していきます。
- 町ごとのサロンによる、情報交換を積極的に進めていきます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 地域福祉推進委員会の活動について、より興味・関心を持ってもらえるよう広報活動の充実を図ります。
- 各自治会・かしはら街の介護相談室と連携して、世代間交流を促進し、次の担い手づくりを進めます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 立哨活動を継続して行い、地域の子どもの交通事故防止に努めます。
- 防犯・防災に関する情報収集を行い、サロンや交流会で発信します。

耳成南小学校区

愛称：耳成南・地域福祉の会

設立：平成 17 年 7 月 13 日

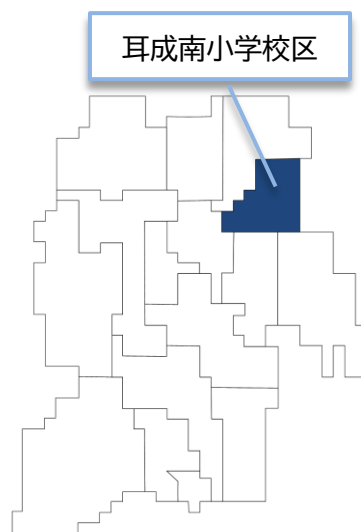
校区目標

耳成の山ふところにいだかれて
みんなやさしく心豊かなまちづくり

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		10,598 人	10,932 人	10,831 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	1,664 人	1,655 人	1,437 人
	構成比	15.7%	15.1%	13.3%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,717 人	2,570 人	2,930 人
	構成比	16.2%	23.5%	27.1%
世帯数		3,785 世帯	4,330 世帯	4,770 世帯
一人暮らし高齢者数		149 人	234 人	392 人

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。



5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- 高齢者の居場所づくりとして、ふれあいサロンを継続して実施し、参加者も増えている。
- 子ども教室と連携した活動が実施できている。
- かしはら街の介護相談室と連携を図り、介護予防に関する啓発を進めている。
- 警察や自治会と連携を図り、防犯・防災意識の向上に努めている。
- 子どもの見守り活動を継続的に実施しており、見守り活動者間の情報交換も行っている。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■ 定期的な交流会等により、地域の人と人がつながる機会が必要である。■ ミニサロンなど、高齢者が歩いて行ける範囲で身近な集まりの場を再開していく必要がある。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 趣味や特技など、自分たちのやりたいことで地域の活動とつながる仕組みづくりが必要である。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■ 核家族化が進み、PTAの任期が終わると地域との関わりが少なくなる。■ 若い世代の参加に向けては、“子どもと一緒に”が効果的だと思うので、小学校・幼稚園との連携やPTAの協力が必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあい交流会
- ☆ ふれあいサロン・ミニサロン
- ☆ 子どもの登下校の見守り活動

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会（太鼓演奏）



▲ふれあいサロン（軽スポーツ）



▲ミニサロン（各町）

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- コロナ禍で中止していたふれあい交流会を再開し、活動の定着化を図ります。
- ふれあいサロンを継続し、高齢者の健康づくりや介護予防に努めます。
- 地域の憩いの場にできるようミニサロン等の小地域福祉活動を実施します。
- 各団体の取り組みを連携させることで、より効果的・効率的な活動を行います。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 子どもとその親世代と一緒に参加できるようなイベントの実施など、世代間交流の取り組みを進めることで次世代の担い手の育成を図ります。
- 広報紙を活用し、情報発信するとともに、ボランティアの募集を行います。
- 各種団体との連携を強化し、それぞれの強みを活かした協力関係を築きます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 学校や子どもの見守り活動者と連携を図りながら、情報交換やボランティアの育成などを行い、見守り活動を充実していきます。
- 関係機関等と連携し、交流の場において、防犯に関する啓発を行います。
- 地域見守り部会による防犯パトロールや防犯キャンペーンを継続します。

耳成西小学校区

愛称：耳成西かがやき会
設立：平成 17 年 10 月 6 日

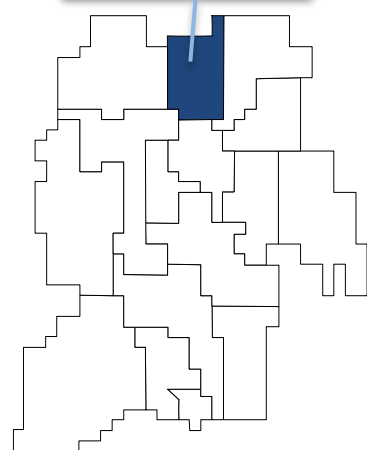
校区目標

心が通じ合う 安全・安心のまちづくり

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		7,380 人	8,340 人	8,335 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	1,313 人	1,386 人	1,037 人
	構成比	17.8%	16.6%	12.4%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	962 人	1,565 人	2,015 人
	構成比	13.0%	18.8%	24.2%
世帯数		2,700 世帯	3,375 世帯	3,805 世帯
一人暮らし高齢者数		104 人	161 人	284 人

耳成西小学校区



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- 広報紙を年 2 回発行し、住民の地域福祉への意識向上と参加促進に努めている。
- 子どもの登下校の見守り活動は、PTA 有志などの参加により引き継ぎができています。
- 総会、役員会・部会、交流会等で推進委員間の情報共有を図っている。
- 小学校と協力しながら、立哨活動が実施できている。
- コロナ禍においても防災訓練に参加している。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	■ コロナ禍でインターネット、SNS 等のデジタルの重要性を痛感したが、対面の力の大きさも再認識した。つながりを継続できる取り組みが必要である。
後継者の育成	■ 役員や一部の活動者に負担がかかっている。 ■ 若い人は就労している人が多く、役を担ってもらうのが難しい。 ■ 既存の会合や地域活動が少なくなることで、地域のつながりが希薄になっている。地域活動に関わってもらえるような呼びかけの工夫が必要である。
若い人の参加	■ 校区内でも情報共有が難しい地域がある。周知方法の工夫が必要である。 ■ 防災意識を高めるため、体験型の防災訓練などの取り組みが必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ふれあい交流会
- ☆子どもの登下校の見守り活動
- ☆ミニ交流会

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会（園児と交流）



▲ふれあい交流会（すごろくゲーム）



▲ふれあい交流会（ひな祭りコンサート）

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 住民の参加を促すため、興味を持ってもらえるような取り組みや内容の工夫を行います。
- 各種活動への募集に際し、広報紙だけでなく、ポスターやメール、LINE等を活用しながら情報発信を行います。
- ふれあい交流会の内容を充実させるとともに、サマールームを継続して実施します。
- P T Aの参加を呼びかけ、子どもの登下校の見守り活動を継続して実施します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 地域をもっと知って、好きになってもらえるよう、地域の歴史講座を開催します。
- 各自治会との連携を強化します。
- 広報「かがやき」の発行を継続し、情報発信に力を入れていきます。
- P T Aの参加を呼びかけることで、若い世代の参加を促します。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 自治会との連携を図りながら、防災訓練等の参加・協力を検討していきます。

晩成小学校区

愛称：晩成ふれあい

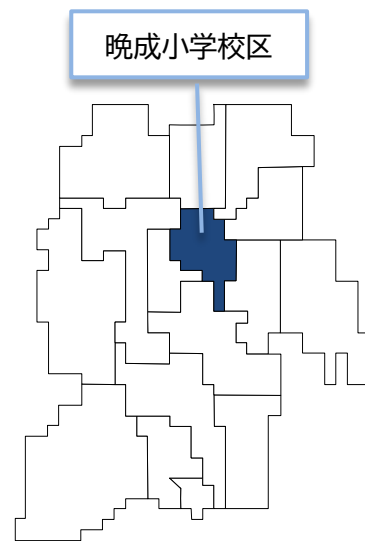
設立：平成 17 年 9 月 24 日

校区目標

心身共に健康で互いに支えあうまちづくり

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		6,632 人	6,876 人	6,709 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	759 人	840 人	790 人
	構成比	11.4%	12.2%	11.8%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,491 人	1,716 人	1,848 人
	構成比	22.5%	25.0%	27.5%
世帯数		2,814 世帯	3,156 世帯	3,370 世帯
一人暮らし高齢者数		246 人	286 人	331 人



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- コロナ禍においても工夫しながら、ふれあいサロンを中心に活動を継続している。
- コロナの影響でサロンの参加者は減ったが、満足度は高く、楽しみにしてくれている。
- コロナ禍をきっかけに、高校生と地域との世代間交流を実施している。
- 子ども食堂等、若い世代を中心とした団体と連携を図っている。
- 学校からの依頼を受け、定期的に家庭科の補助ボランティアに協力している。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	■ ふれあいサロンへの男性参加者が少ないので、男性も参加しやすい場づくりが必要である。
後継者の育成	■ 各種団体が集まって話し合う場を持ち、それぞれの活動を知る機会が必要である。 ■ 担い手としても男性が関わりやすい取り組みや内容の工夫が必要である。
若い人の参加	■ 学校や P T A との円滑な連携を図るため、普段からコミュニケーションを図っていく必要がある。 ■ 若い世代を対象とした子ども教室や子ども食堂等との連携が必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあいサロン
- ☆ 高校生との世代間交流
- ☆ 各種団体との連携

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあいサロン（うちわ作り）



▲ふれあいサロン（寄せ植え）



▲高校生との世代間交流（企画打合せ）

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 小地域でのイベントを実施するなど、住民が参加しやすい工夫を行います。
- 男性や若い人の参加を促すため、アイデアを出し合える場を設けて検討します。
- 学校やPTA等と連携し、既存の取り組みを活かしながら世代間交流を実施します。
- 各種団体との情報交換の場を設け、それぞれの取り組みや強みを知る機会をつくります。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 活動への参加を促進するため、つながりのある団体や個人に声かけを行います。
- 男性や若い世代のニーズに沿ったイベントや取り組みの実施を検討します。
- 広報紙を活用し、ボランティアの募集など人材発掘のための取り組みを行います。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 警察や自主防災会等の関係機関・団体との連携を図り、防犯・防災に関する情報収集に努めます。
- 地域でのイベント開催時に防犯・防災に関する情報を発信し、周知啓発を行います。

鴨公小学校区

愛称：鴨公まほろば会

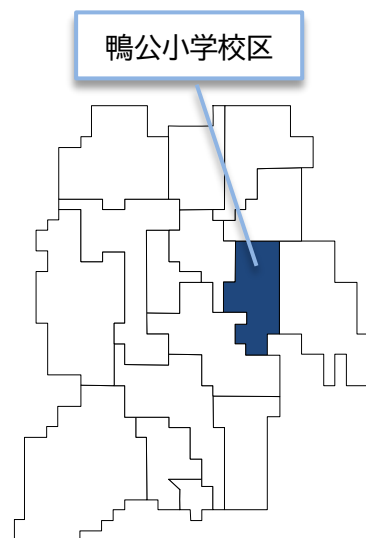
設立：平成 17 年 6 月 5 日

校区目標

古い京（みやこ）に生まれ 未来に広げよう 交流の輪

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		5,774 人	5,890 人	5,313 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	875 人	717 人	533 人
	構成比	15.2%	12.2%	10.0%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	936 人	1,266 人	1,470 人
	構成比	16.2%	21.5%	27.7%
世帯数		2,147 世帯	2,510 世帯	2,597 世帯
一人暮らし高齢者数		133 人	160 人	217 人



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- カルガモサークル（子育てサークル）からのつながりで P T A がイベント等に参加している。
- ふれあいサロンは健康や介護予防等、様々な内容を取り入れることで、参加者が増えている。
- ふれあいサロンと子ども教室との連携による世代間交流を実施している。
- 推進委員の意識向上を図るため、幹事会を開催し、推進委員会についての周知を図っている。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■つながりによる声かけや回覧等、様々な方法でイベントの情報を発信する。■趣味や得意なことを活かして楽しみながら参加できる場づくりが必要である。■移動手段がないから参加したくても参加できない人がいる。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■参加だけではなく、企画段階から関わってもらえるよう働きかけが必要である。■自治会での地域福祉に対する引き継ぎは大事なので、想いを含めて伝えていく必要がある。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■若い世代が参加したい・活動してみたいと思える取り組みが必要である。■総会に P T A の参加があったが、一歩踏み込んだ連携が少ない。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあい交流会
- ☆ ふれあいサロン
- ☆ 子ども教室との世代間交流

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会（江州音頭）



▲ふれあいサロン（体操）



▲子ども教室との世代間交流

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- ふれあい交流会・カラオケ大会を再開し、交流活動の定着化を図ります。
- 既存の活動を見直し、幅広い世代に参加してもらえるよう検討していきます。
- 取り組みを通じて、学校への協力を依頼し、PTAや学校との連携強化を図ります。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 意見箱の活用やイベントの企画段階から参加してもらうなど、若い人が地域の活動に参加しやすくなるような工夫を行います。
- 地域の各種団体が集まる場を設け、活動内容や今後の取り組みなどについて情報共有を図り、より効率的・効果的な活動を行ってきます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

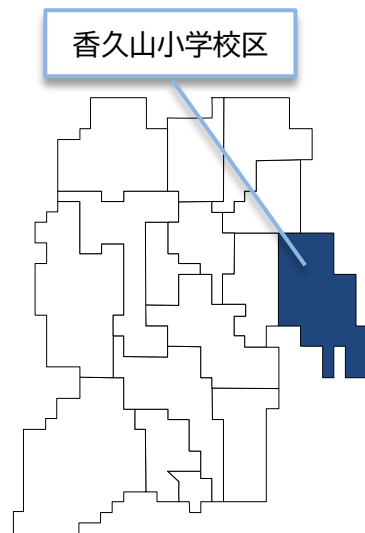
- ふれあいサロンにて、市主催の出前講座等を活用し、防災意識の向上を図ります。
- 青色防犯パトロールへの支援を継続して行います。

校区目標

思いやる心、豊かな自然 地域を愛し、
 楽しく暮らそう “まほろばの里”

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		2,957 人	2,757 人	2,574 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	427 人	332 人	266 人
	構成比	14.4%	12.0%	10.3%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	633 人	743 人	890 人
	構成比	21.4%	26.9%	34.6%
世帯数		989 世帯	1,075 世帯	1,149 世帯
一人暮らし高齢者数		24 人	45 人	85 人



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- コロナ禍でも内容や方法を工夫しながら、ふれあいサロンを中心に活動を継続している。
- ふれあいサロンの参加者に活動への協力を呼びかけ、担い手の確保・育成をしている。
- 自治会の協力のもと、地域福祉の取り組みについて幅広く情報を発信している。
- 地域のボランティアや各種団体と協働し、世代間交流を実施している。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	■ コロナ禍で地域のつながりが希薄化してしまったため、今後どのように再構築していくかが課題である。
後継者の育成	■ 各種団体が活動を継続していくためには、後継者の育成が課題である。 ■ 各種団体が強みや得意分野を活かし、それぞれの目的を達成するために無理なく協力し合うことが必要である。
若い人の参加	■ 転入者の多い地域では交流が少ない状況がみられるため、様々な年代の住民が気軽に参加できる交流の場が必要である。 ■ 若い世代は転出する人が多いので、将来地域へ戻ってきたいと思えるよう、子どもの頃から地域への愛着を育てていく必要がある。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあいサロン
- ☆ 世代間交流
- ☆ 各種団体との連携

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあいサロン（体操）



▲ふれあいサロン（絵手紙づくり）



▲世代間交流（ふれ愛まつり）

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- より多くの方がふれあいサロンに参加してもらえるよう、内容の充実を図るとともに送迎手段を検討していきます。
- 校区の強みを活かし、子どもから高齢者までが参加できるイベントを実施します。
- 役員会や実行委員会を活用し、イベントの企画段階から各種団体との連携を図ります。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 自治会や民生委員・児童委員、老人会、こども食堂などの各種団体と連携し、情報交換を図ります。
- 自治会を中心に各種団体の協力を得て、幅広い世代に対し、地域福祉の周知啓発を図ります。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 総会の場を活用し、研修会を開催することで、防犯・防災意識の向上を図ります。
- 香久山交番、自主防災会等と連携を図りながら、情報収集及び情報発信に努めます。

畝傍東小学校区

愛称：畝傍東ふれあい会

設立：平成 17 年 3 月 13 日

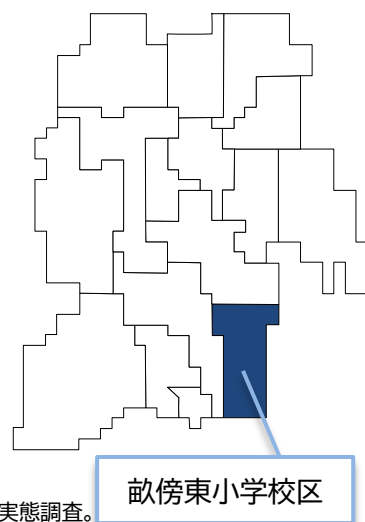
校区目標

やればできる!! 明るい住みよいふれあいのある街づくり
～誰もが大好きなまち畝傍東～

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		9,236 人	10,707 人	10,358 人
年少人口 (0～14 歳)	人数	1,496 人	1,801 人	1,423 人
	構成比	16.2%	16.8%	13.7%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,292 人	2,072 人	2,612 人
	構成比	14.0%	19.4%	25.2%
世帯数		3,197 世帯	4,074 世帯	4,362 世帯
一人暮らし高齢者数		108 人	195 人	326 人

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。



5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- しめなわ作りのイベントでは推進委員が講師の補助をし、子どもの参加も多く、伝統行事による世代間交流ができています。
- 自治会、民生委員・児童委員が役員を担う体制となり、役員会等で連携を図っている。
- 自治会の協力を得ながら、町ごとにクリーンアップ活動を継続している。活動曜日を土曜日に変更したことで若い世代の参加者が増えている。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■ イベントの参加者が固定化しており、気軽に参加してもらえよう活動内容及び情報発信に工夫が必要である。■ 民生委員・児童委員との連携を強化し、参加を呼びかけていく必要がある。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■ しめなわ作りのイベントを継続するため、担い手の発掘・育成が必要である。■ 各地域の核となる人（地域のことを良く知っている人）とつながることで、地域のことを教えてもらい、緩やかにつなげていくことが必要である。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■ 若い世代が参加しやすい内容や時間帯に見直す等、工夫が必要である。■ 子どもの参加を促進するには、小学校・中学校との連携が必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ クリーンアップ
- ☆ 世代間交流(しめなわ作り・中学生)
- ☆ ふれあいウォーク

に、重点的に取り組んでいます。



▲クリーンアップ



▲しめなわ作り



▲ふれあいウォーク

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 子どもや親世代が参加しやすいイベントを開催することで、世代間交流を推進します。
- 若い世代をターゲットとした興味や関心に合ったイベントを企画し、幅広い年齢層の住民の参加を促します。
- 自治会や民生委員・児童委員と連携をしながら、町ごとのミニサロンやクリーンアップ活動を継続します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 役員会などを活用して、情報共有や情報交換を行い、担い手の育成につなげます。
- 伝統行事を介して、担い手の発掘・育成を行い、次世代へ継承します。
- 小学校・中学校と連携し、既存の取り組みを活かして、若い世代の参加を促します。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- クリーンアップ活動を継続し、参加者同士がより交流できるよう工夫します。
- 防災会や警察と連携し、住民の防犯・防災意識の向上に向けた啓発を行います。

畝傍南小学校区

愛称：畝傍南ふれあい会
設立：平成 17 年 4 月 11 日

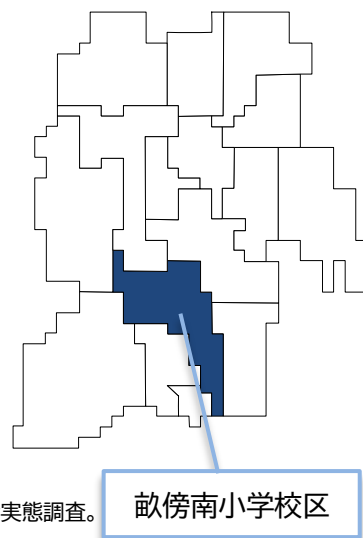
校区目標

人とふれあい 自然とふれあう
美しい歴史の町をはぐくもう

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		9,293 人	9,208 人	8,541 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	1,339 人	1,120 人	846 人
	構成比	14.4%	12.2%	9.9%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,630 人	2,158 人	2,598 人
	構成比	17.5%	23.4%	30.4%
世帯数		3,678 世帯	4,078 世帯	4,328 世帯
一人暮らし高齢者数		220 人	267 人	418 人

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。



5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- ふれあいサロンでは、軽スポーツ・映画鑑賞を中心に取り組み、開始前にラジオ体操を実施することが定着化している。
- 活動の中で参加者の様子をさりげなく気にかけており、ゆるやかに見守っている。
- ふれあいサロンの送迎ボランティアを継続し、送迎の利用人数が増えている。
- 広報紙を再刊するにあたって、推進委員の意見やアイデアを取り入れながら発行した。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■サロンへの男性の参加が少ないので、男性の参加を促す工夫が必要である。■コロナ禍で身体機能が低下し、閉じこもりがちの高齢者が増えている。歩いて気軽に参加できる小規模のサロンが必要である。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■従来の活動方法を知らない人が多く、活動を継続していくためには、若い世代への引き継ぎが必要である。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■多世代交流は必要だが、どのように実施したら良いか分からない。■コロナ禍で小学校や幼稚園との交流がなくなったので、あらためて協力体制を構築する必要がある。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあいサロン
- ☆ ふれあいウォーク
- ☆ 中学生との世代間交流

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあいサロン（モルック）



▲ふれあいウォーク



▲中学生との世代間交流

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 高齢者の居場所づくりとして、ふれあいサロンやふれあい交流会を継続して実施します。
- 世代間交流について、子どもが楽しめるような内容を企画し、その親世代を巻き込めるような取り組みを実施します。
- P T A や小学校との連携を深め、既存の取り組みを活かし、子どもとの交流を進めます。
- 活動での気づきを共有し、気になる高齢者については、かしはら街の介護相談室との連携を図り、支援につなげます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 若い世代が参加者や活動者として関われるよう、活動内容や企画を検討していきます。
- 地域住民の持つ様々な趣味や特技を活動に活かせるよう、幅広く協力を呼びかけます。
- 広報紙の発行を継続し、地域福祉の取り組みや各町でのイベント情報等を発信します。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 総会の場を活用し、研修会を開催することで、防犯・防災意識の向上を図ります。
- ふれあいサロンで防犯・防災に関する内容を盛り込むなど、啓発を進めます。

畝傍北小学校区

愛称：畝傍北ふれあい会

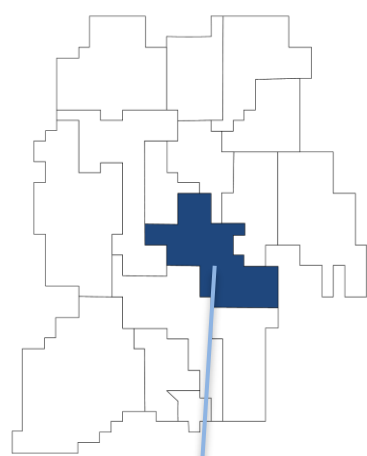
設立：平成 17 年 8 月 27 日

校区目標

老いも若きも 気軽に声をかけあい 明るい住みよい町づくり
～ふるさとのにおいがするまちへ～

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		6,916 人	6,886 人	6,740 人
年少人口 (0～14 歳)	人数	1,105 人	886 人	707 人
	構成比	16.0%	12.9%	10.5%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,148 人	1,535 人	2,030 人
	構成比	16.6%	22.3%	30.1%
世帯数		2,634 世帯	2,939 世帯	3,286 世帯
一人暮らし高齢者数		165 人	220 人	334 人



畝傍北小学校区

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- ふれあいサロンを毎月 2 回開催し、軽スポーツと映画鑑賞を中心に実施している。
- フルカラーのふれあい会だよりを年 3 回発行し、地域福祉活動の情報を発信している。
- 小学校と連携した立哨活動により、子どもの見守り活動を実施している。
- かしはら街の介護相談室「あすならホーム畝傍」と定期的に地域ケア会議を開催している。
- 畝傍 3 校区の推進委員会と協働し、中学生との世代間交流を実施している。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の 居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■サロン開催時につながりを実感できるよう、ちょっとした会話等を楽しめる雰囲気づくりが必要である。■活動者一人ひとりが、参加者に居場所を楽しんでもらいたいという同じ意識を持つことが必要である。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■各町で担い手が高齢化しており、従来の活動を継続するには、若い世代の参加から後継者の育成につなぐことが必要である。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■子どもへの声掛けだけでなく、一歩踏み込んで交流できる場が必要である。■若い世代の参加を促すには、学校や P T A との継続した協力関係が必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあいサロン
- ☆ 子どもの登下校の見守り活動
- ☆ 中学生との世代間交流

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあいサロン（輪投げ）



▲子どもの登下校の見守り活動



▲中学生との世代間交流

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 地域の交流の場として、ふれあい交流会・ふれあいウォーキング等を継続します。
- 高齢者がふれあいサロンに習慣として参加できるよう、内容の工夫や啓発を行います。
- 小学校、PTAと連携しながら、登下校時の見守り活動を継続し、担い手を確保します。
- 高齢者が気軽に歩いて参加できるような小地域での憩いの場、居場所づくりを進めます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- ふれあい会だよりを活用して、幅広い世代への地域福祉に対する意識啓発を進めます。
- 福祉教育として、小学生・中学生との交流を図り、将来の担い手につなげます。
- 各種団体等に地域福祉推進委員会に参加してもらうことで、活動の充実を図ります。
- 「はにわ祭り」や「おおくぼふれあい祭り」等に参画し、地域とのつながりを深めます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 警察や行政と連携し、防犯・防災に関する研修会を実施します。
- 小学校と連携し、子どもと立哨活動者を対象とした交通安全教室を検討します。

白檀南小学校区

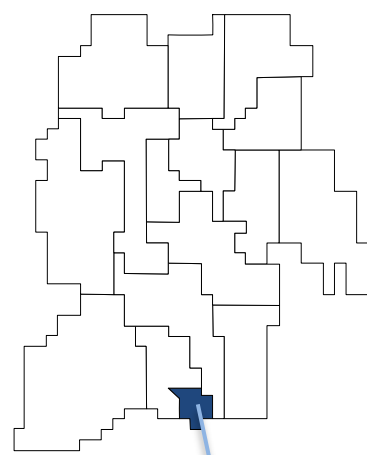
愛称：白檀地域福祉推進委員会
設立：平成 17 年 2 月 13 日

校区目標

未来に育む活力を！
～あした しらかし 美しい街～

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		5,144 人	4,203 人	3,432 人
年少人口 (0～14 歳)	人数	704 人	361 人	218 人
	構成比	13.7%	8.6%	6.4%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	649 人	1,316 人	1,608 人
	構成比	12.6%	31.3%	46.9%
世帯数		1,918 世帯	1,870 世帯	1,778 世帯
一人暮らし高齢者数		98 人	196 人	295 人



白檀南小学校区

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- コロナ禍においても、感染防止対策を図りながら、活動を進めることができた。
- 少人数ではあるが、後継者の育成も進めている。
- 防災訓練を連合自治会で実施し、住民の防災意識の向上に努めている。
- 自主防災会を組織して、倉庫の備蓄管理等に努めている。
- 高齢者が多いことから緩やかな見守りの周知・啓発に取り組んでいる。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ コロナ禍で対面することが制限され、顔と顔を合わせて交流することの大切さを改めて感じた。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域で特技や知識を持った人を発掘し、活動してもらいたい。 ■ 自治会離れが課題になっている。自治会に入らない人への対応を検討していく必要がある。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若い人の居住者が少ない。また、生活環境が厳しく、余暇を地域の活動に充てることは難しい状況がある。 ■ 地域のイベントがマンネリ化しないよう、工夫する必要がある。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあい交流会
- ☆ ふれあいサロン
- ☆ 地域のイベントへの協力

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会(フォークダンス)



▲ふれあいサロン(軽スポーツ)



▲地域のイベント(敬老・健康フェスタ)

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 住民に対する広報・啓発により、緩やかな見守り活動を推進します。
- 連合自治会を中心に、住民交流活動を引き続き実施します。
- 高齢者の介護予防などの視点を取り入れたイベントの実施など、企画に新たな試みを持たせます。
- アンケート調査などにより住民の声を取り入れたイベントを検討します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 地域で特技や知識を持った人を発掘し、参加協力を図っていきます。
- 若い人が継続的に協力・参加できるような体制を検討していきます。
- 広報しらかし・連合ニュース、地域福祉だよりを活用して、地域の活動や取り組みを積極的に情報発信します。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 防犯安全パトロールを連携して進めます。
- 防災訓練を引き続き実施します。

白檀北小学校区

愛称：白檀地域福祉推進委員会

設立：平成 17 年 2 月 13 日

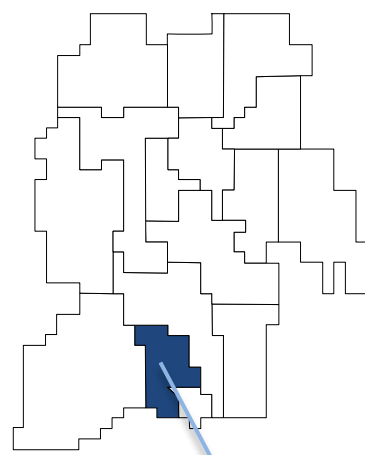
校区目標

未来に育む活力を！
～あした しらかし 美しい街～

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		5,406 人	4,873 人	4,392 人
年少人口 (0～14 歳)	人数	754 人	510 人	418 人
	構成比	13.9%	10.5%	9.5%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	792 人	1,458 人	1,749 人
	構成比	14.7%	29.9%	39.8%
世帯数		1,863 世帯	1,953 世帯	2,019 世帯
一人暮らし高齢者数		83 人	148 人	260 人

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。



白檀北小学校区

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- コロナ禍においても、感染防止対策を図りながら、活動を進めることができた。
- 少人数ではあるが、後継者の育成も進めている。
- 防災訓練を連合自治会で実施し、住民の防災意識の向上に努めている。
- 自主防災会を組織して、倉庫の備蓄管理等に努めている。
- 高齢者が多いことから緩やかな見守りの周知・啓発に取り組んでいる。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	■ コロナ禍で対面することが制限され、顔と顔を合わせて交流することの大切さを改めて感じた。
後継者の育成	■ 地域で特技や知識を持った人を発掘し、活動してもらいたい。 ■ 自治会離れが課題になっている。自治会に入らない人への対応を検討していく必要がある。
若い人の参加	■ 若い人の居住者が少ない。また、生活環境が厳しく、余暇を地域活動に充てることは難しい状況がある。 ■ 地域のイベントがマンネリ化しないよう、工夫する必要がある。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ ふれあい交流会
- ☆ ふれあいサロン
- ☆ 地域のイベントへの協力

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会(吹奏楽)



▲ふれあいサロン(軽スポーツ)



▲地域のイベント(文化祭)

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 住民に対する広報・啓発により、緩やかな見守り活動を推進します。
- 連合自治会を中心に、住民交流活動を引き続き実施します。
- 高齢者の介護予防などの視点を取り入れたイベントの実施など、企画に新たな試みを持たせます。
- アンケート調査などにより住民の声を取り入れたイベントを検討します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 地域で特技や知識を持った人を発掘し、参加協力を図っていきます。
- 若い人が継続的に協力・参加できるような体制を検討していきます。
- 広報しらかし・連合ニュース、地域福祉だよりを活用して、地域の活動や取り組みを積極的に情報発信します。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 防犯安全パトロールを連携して進めます。
- 防災訓練を引き続き実施します。

今井小学校区

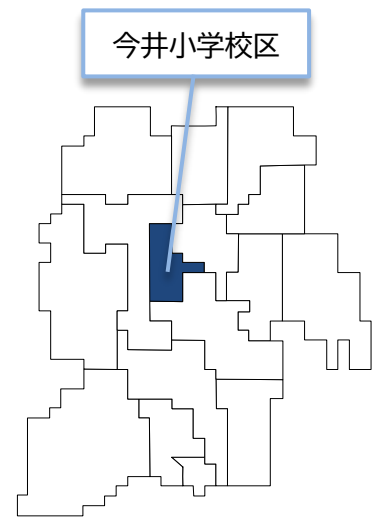
愛称：今井校区地域福祉推進委員会
設立：平成 17 年 7 月 31 日

校区目標

人が元気 心が豊か 癒しある歴史のまち

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		5,041 人	4,766 人	5,090 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	667 人	556 人	750 人
	構成比	13.2%	11.7%	14.7%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,062 人	1,236 人	1,373 人
	構成比	21.1%	25.9%	27.0%
世帯数		2,022 世帯	2,083 世帯	2,399 世帯
一人暮らし高齢者数		101 人	170 人	216 人



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- ハンドベルやカラオケ、健康体操教室等、高齢者の居場所づくりに公民館が活用されている。
- 町同士の連携、協力体制は取れるようになってきた。
- 自治会活動や子ども教室、居場所づくり、高齢者の見守り活動などで地域のつながりづくりを進めている。
- 自主防災会の活動は活発にできている。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■ 一人暮らし高齢者の増加、自治会加入世帯の減少により、どこに誰が住んでいるのか分かりにくく、交流も少ない。交流の機会が必要である。■ 見守り・声かけは実施しているが、見守られる側も意識してつながっていくことも必要である。また、見守られたくないと感じている人もいる。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 子どもや若い人が一緒に参加できるような楽しい企画が必要である。イベントへの参加から若い人の参加を増やして、後継者の育成につなげていく。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■ 年代によって趣味も違うので、参加を促進するためには、それぞれに合ったメニューを考える必要がある。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ふれあいサロン
- ☆防災に関する啓発
- ☆お楽しみ交流会

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあいサロン（体操）



▲防災教室（ウッドストーブづくり）



▲おやこ広場（交流会）

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- ふれあいサロンを継続して実施し、住民の交流の場づくりを進めます。
- 子どもを対象とした自然と触れ合えるイベントの開催やサバイバル教室（防災教室）など、多世代交流の場づくりを進めます。
- 自治会や民生委員・児童委員、子ども教室、老人会など、地域の各団体との連携を強化します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 地域活動に協力してくれるボランティアを募集するなど、地域に関わりたい人材の発掘を行い、担い手の育成を図ります。
- 各地域の独自活動などを回覧板やSNS等で発信し、広く普及・啓発を行います。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

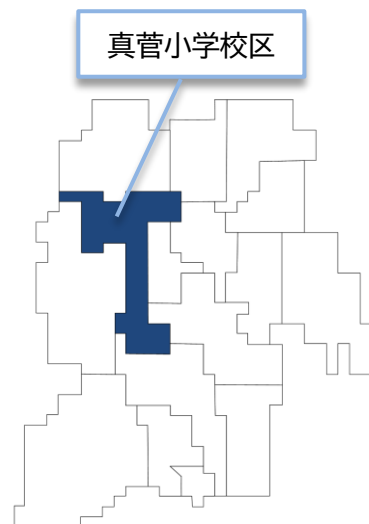
- 積極的な見守りや声かけを望まない人も一定数みられることから、緩やかな見守り活動を継続して実施します。
- 防災訓練を継続して実施します。

校区目標

ご近所パワーで太いきずなの住みよいまちづくり
～人が優しく、気軽に話せるまちへ～

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		12,003 人	12,140 人	12,014 人
年少人口 (0～14 歳)	人数	1,878 人	1,775 人	1,551 人
	構成比	15.6%	14.6%	12.9%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,696 人	2,701 人	3,331 人
	構成比	14.1%	22.2%	27.7%
世帯数		4,238 世帯	4,832 世帯	5,390 世帯
一人暮らし高齢者数		168 人	312 人	471 人



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- 小学生を対象に地域福祉学習会を実施している。
- 子どもの見守り活動などを通して、PTAとの連携はできている。
- 日頃から小学校との連携が図れており、相互のイベントへの参加を行うことで、世代間交流ができている。
- かしはら街の介護相談室と連携を図りながら、生活支援地域ケア会議を実施している。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■つながりを少しずつ広げていけるよう、様々な場面で参加を呼びかける等、地道な活動を積み重ねていくことが必要である。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■それぞれの団体が単独で活動するのではなくて、地域の各種団体が横のつながりを持つ必要がある。 ■周知や広報は実施できていても、一緒に活動していかないと育成は難しい。 ■当番制や充て職になっているボランティアは、任期終了後の継続が難しい。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none"> ■自治会の加入率が低下しているので、加入してもらうようなきっかけづくりが必要である。少しずつでも若い人の参加を促していく必要がある。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆子どもの登下校の見守り活動
- ☆ふれあいイベント(交流会、ウォークなど)
- ☆ふれあいサロン

に、重点的に取り組んでいます。



▲子どもの登下校の見守り活動



▲ふれあいイベント (防災運動会 バケツリレー)



▲ふれあいサロン (手話コーラス)

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- コロナ禍で中断された交流会や地域の交流イベントを再開するとともに、活動の定着化を図り、参加者や活動者と地域とのつながりづくりを行います。
- 各種団体との連携を進めながら、交流会やふれあいサロンなどの取り組みを継続して実施します。
- 学校やPTAと連携をしながら、世代間交流や子どもの見守り活動を継続します。
- 各種団体同士が情報交換や連携体制の強化を図れるよう、協議の場を設けます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 広報紙を活用して様々な地域情報の発信を行い、住民の地域への関心を高めます。
- 組織内の連携体制を活かしながら、組織内外での呼びかけを行い、人材確保に努めます。
- 若い人の参加を促し、より多くの幅広い層の人材募集を行います。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 楽しみながら防災に関する知識の普及・啓発ができるよう、防災運動会等を行います。
- 各自治会(防災会)の情報収集を行い、地域の交流会等での周知・啓発を行います。

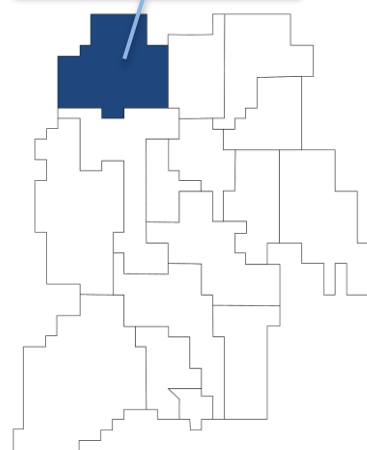
校区目標

笑顔であいさつ 心つながる夢の郷

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		11,022 人	11,431 人	11,193 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	1,716 人	1,699 人	1,339 人
	構成比	15.6%	14.9%	12.0%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,455 人	2,488 人	3,117 人
	構成比	13.2%	21.8%	27.8%
世帯数		3,964 世帯	4,542 世帯	4,997 世帯
一人暮らし高齢者数		131 人	242 人	406 人

真菅北小学校区



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- 毎月定例会を開催し、各種団体同士の情報共有を図っている。
- かしはら街の介護相談室とは日頃から積極的に連携しており、イベントへの参加も得ている。
- ふれあい交流会やウォーク等のイベントでは、幼稚園や小学校の P T A とも連携しており、企画時から参加してもらっている。
- ふれあいサロンを実施し、利用者は楽しんで参加されている。

これから必要と感ずること（課題）

- | | |
|------------|--|
| 高齢者の居場所づくり | ■ サロンの会場までは遠く、交通手段のない高齢者は参加できないので、身近な地域での居場所づくりが必要である。 |
| 後継者の育成 | ■ 継続した活動のためには、一人ひとりが意識を持って、それぞれの生活の中でできる範囲で活動を行っていくことが必要である。 |
| 若い人の参加 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 若い人の多くは地域外で働いているので、参加が少ない。 ■ 子どもの頃から地域活動への参加が必要である。 ■ 若い人は、回覧版等を見る機会が少ないので、効果的な広報が必要である。 |

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ふれあい交流会
- ☆ふれあいウォーク
- ☆ふれあいサロン

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会（歴史講座）



▲ふれあいウォーク



▲ふれあいサロン（体操）

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- ふれあい交流会やふれあいウォークについて、学校との連携・協力により、若い世代からの参加を促します。
- 声かけや誘い合いによって、顔の見える関係づくりを進めるとともに、参加を促します。
- 地域における各種団体の地域活動への参加を促進します。
- 地元住民の特技を活かしたイベントを開催するなど、より多くの人々の参加を促します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 多くの方に協力してもらえよう、小学校や幼稚園、PTAとの連携を図ります。
- イベントへの参加だけでなく、企画段階からの協力体制の構築を図ります。
- 各地域からの参加が促進されるよう、改めて周知・啓発を行い、地域に浸透させます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 高齢者だけでなく、子どもや若い世代を含めて、地域の見守り活動に一体的に取り組めます。
- サロンや交流会などの地域の交流の場を活用しながら、防災訓練や消火訓練、AED講習を開催するなど、地域の安全・安心づくりを進めます。

金橋小学校区

愛称：希望のまち金橋オアシス会
設立：平成 16 年 9 月 12 日

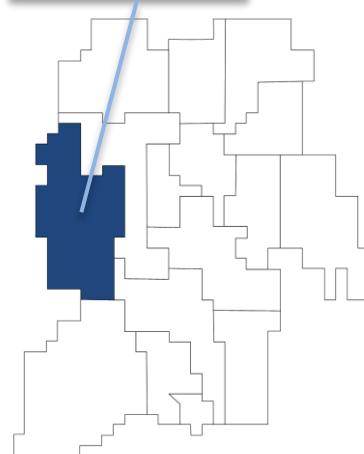
校区目標

あいさつが響きわたる豊かな支え合いのまちづくり
～夢と希望の新しいまち“金橋”～

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		11,137 人	10,237 人	9,857 人
年少人口 (0～14 歳)	人数	1,844 人	1,313 人	1,125 人
	構成比	16.6%	12.8%	11.4%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,755 人	2,608 人	3,074 人
	構成比	15.8%	25.5%	31.2%
世帯数		3,794 世帯	3,994 世帯	4,484 世帯
一人暮らし高齢者数		110 人	199 人	389 人

金橋小学校区



出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査。

5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- ふれあい交流会や校区民祭などで、地域のつながりや団体間の連携を図れるように交流の場を持っている。コロナ禍では地域のつながりの大切さを再認識した。
- オアシス運動などで普段からの顔が見える関係づくりを進め、地域の防犯力を高めている。
- 青色防犯パトロールや防災訓練を実施している。住民にも浸透してきており、防犯意識や防災意識は高くなってきている。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">■参加しやすく楽しいイベントを企画していく必要がある。■コロナ禍における高齢者の孤立や孤独が課題であり、居場所づくりが必要である。
後継者の育成	<ul style="list-style-type: none">■活動の継承や世代間交流ができるように、小学校やこども園、PTAなどとの連携が必要である。
若い人の参加	<ul style="list-style-type: none">■若い人の参加が少なくなっているため、居場所活動においては年齢を制限せず若い人にも参加してもらうような工夫が必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

- ☆ふれあい交流会
- ☆バザー&住民発表会
- ☆クリーンキャンペーン

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい交流会（交通安全教室）



▲バザー&住民発表会



▲クリーンキャンペーン

■□■□■ 今後の取り組み ■□■□■

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- 子どもから高齢者までの幅広い年代の人が参加できるような交流の場を設け、住民同士の支え合い・助け合いの関係づくりを進めます。
- 集会所などを活用した健康体操教室の開催やふれあいサロンの立ち上げなど、高齢者の健康づくりの場づくりについて検討していきます。
- 各世代が参加できる居場所づくりを進めていきます。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 世代を超えたふれあいサロン等、居場所づくりを進めていく中で、若い人の参加を促し、新たな担い手を育成していきます。
- 各団体同士の連携をより進めていきます。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 引き続き防災訓練・避難所運営訓練を実施し、住民の防災意識の向上に取り組めます。
- オアシス運動への参加を促進するため、周知・啓発方法の工夫を行います。
- P T A等と連携しながら、青色防犯パトロールを継続して実施します。

新沢小学校区

設立：平成 16 年 12 月 16 日

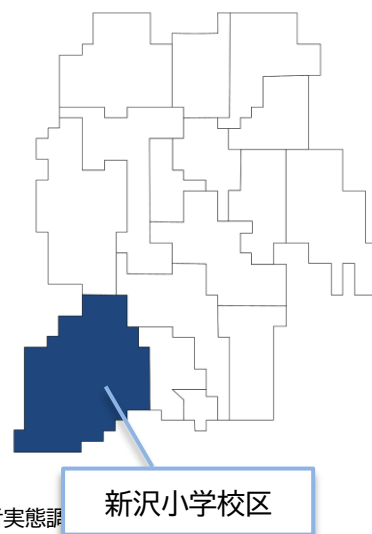
校区目標

あいさつで 心をつなぐ 豊かなまち “新沢”

地域の基礎データ

		平成 15 年度 (2003 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
人口		6,177 人	5,544 人	4,589 人
年少人口 (0~14 歳)	人数	1,022 人	698 人	442 人
	構成比	16.5%	12.6%	9.6%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	1,136 人	1,577 人	1,670 人
	構成比	18.4%	28.4%	36.4%
世帯数		2,095 世帯	2,187 世帯	2,119 世帯
一人暮らし高齢者数		110 人	206 人	263 人

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）。ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査



5 年間の成果と現在の課題

これまでの取り組み（成果）

- 新沢千塚公園において、健康ウォークや博物館研修等のイベントを開催している。
- 健康志向の高まりから、ゆる体操や地域学級の参加人数は増加している。
- ふれあいサロンや地域学級の参加者に防犯・防災の講座を実施している。
- 避難所開設時は自治会と民生委員・児童委員の連携により高齢者への確認を行っている。
- 立哨によるあいさつ運動で、子どもも挨拶してくれるようになった。

これから必要と感ずること（課題）

高齢者の居場所づくり	■ サロンの参加者が少なく、特に男性の参加が少なくなっている。誰もが参加しやすいメニューの検討が必要である。
後継者の育成	■ 地域のつながりの場であるイベントを継続していくため、団体間の連携の強化が必要である。 ■ ボランティアが同じ顔ぶれになっており、後継者の発掘ができていない。 ■ 新規参加したボランティアが続かない。継続してもらう工夫が必要である。
若い人の参加	■ 若い人の参加が少ない。誰もが参加できる企画や、参加の呼びかけが必要である。

校区の重点取り組み

私たちの校区では、

☆ふれあい in 新沢、健康ウォーク

☆ふれあいサロン

☆子ども教室、地域学級

に、重点的に取り組んでいます。



▲ふれあい in 新沢(舞台発表会)



▲健康ウォーキング大会



▲ふれあいサロン (水彩画)

今後の取り組み

私たちのこれからの取り組み

基本目標1 支え合いの活動が活発なまちづくり

- あいさつ運動や声かけ運動の周知・啓発に取り組めます。
- ふれあいサロンを継続し、より多くの人に参加してもらえるよう、健康づくりや介護予防に関するメニューを取り入れるなど、内容の工夫を行い、定期案内を刊行します。
- 小学校やこども園と連携しながら、世代間交流を図ります。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 推進委員会の組織体制を活かしながら、声かけや啓発を継続していきます。
- 若い人に参加してもらえるよう、参加しやすい活動をつくっていきます。
- 広報紙「せんづか」やイベント時等にボランティアの募集に努めるとともに、各団体にボランティアの推薦を依頼し、人員の確保に努めます。
- 各種団体との連携を強化し、団体間交流に努め、意見交換や情報共有を図ります。

基本目標3 安全で安心できるまちづくり

- 青色防犯パトロールを継続して実施します。
- 警察や消防などの関係機関との連携を図り、ふれあいサロン、地域学級、子ども教室などの場において、防犯・防災に関する意識啓発を図ります。



資料編



1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和5年 7月11日	第1回 庁内検討委員会	(1) 第5期地域福祉推進計画の策定について (2) 計画策定スケジュールについて (3) 計画策定にかかるアンケート調査の実施について (4) 計画策定にかかるヒアリング調査の実施について
7月27日	第1回 地域福祉推進連絡協議会	(1) 第5期地域福祉推進計画の策定について (2) 計画策定スケジュールについて (3) 計画策定にかかるアンケート調査の実施について (4) 計画策定にかかるヒアリング調査の実施について
8月2日	第1回 策定委員会	(1) 第5期地域福祉推進計画の策定について (2) 計画策定スケジュールについて (3) 計画策定にかかるアンケート調査の実施について (4) 計画策定にかかるヒアリング調査の実施について
8月24日～ 9月11日	市民アンケートの実施	満16歳以上の男女2,000人を対象とした調査の実施
8月27日～ 9月12日	16小学校区地域福祉推進 委員会ヒアリング	各小学校区地域福祉推進委員会へ訪問ヒアリングの実施
11月14日	第2回 庁内検討委員会	(1) 市民アンケート調査結果について (2) 地域福祉推進委員会ヒアリング調査結果について (3) 第5期地域福祉推進計画（素案）について (4) パブリックコメントの実施について
11月17日	第2回 地域福祉推進連絡協議会	(1) 市民アンケート調査結果について (2) 地域福祉推進委員会ヒアリング調査結果について (3) 第5期地域福祉推進計画（素案）について (4) パブリックコメントの実施について
11月21日	第2回 策定委員会	(1) 市民アンケート調査結果について (2) 地域福祉推進委員会ヒアリング調査結果について (3) 第5期地域福祉推進計画（素案）について (4) パブリックコメントの実施について
12月26日	第3回 庁内検討委員会	(1) 檀原市第5期地域福祉推進計画（素案）について
12月27日	第3回 策定委員会	(1) 檀原市第5期地域福祉推進計画（案）について
令和6年 1月4日～ 2月2日	パブリックコメントの 実施	市広報紙、市ホームページ、市役所（分庁舎）、保健センター、かしはら万葉ホール、地区公民館にて周知・閲覧
2月7日	第4回 庁内検討委員会	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 檀原市第5期地域福祉推進計画（案）について
2月13日	第3回 地域福祉推進連絡協議会	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 檀原市第5期地域福祉推進計画（案）について
2月15日	第4回 策定委員会	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 檀原市第5期地域福祉推進計画（案）について

2 檀原市地域福祉推進計画策定委員会規則

平成 24 年 12 月 27 日規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年檀原市条例第 23 号）第 7 条の規定に基づき、檀原市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 市民関係団体
- (3) 地域福祉推進員代表
- (4) 福祉及び医療関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 警察及び消防関係者

2 委員は、地域福祉推進計画の策定に係る審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	職名	氏名
学識経験者及び有識者	天理大学 人間学部 教授	◎ 渡 辺 一 城
学識経験者及び有識者	葛城人権擁護委員協議会第5部会代表	山 田 賀 一
市民関係団体	橿原市自治委員連合会代表	榎 谷 佐千代
市民関係団体	橿原市老人クラブ連合会代表	山 口 善 信
市民関係団体	橿原商工会議所代表	中 村 吉代茂
地域福祉推進員代表	橿原市地域福祉推進連絡協議会代表	米 川 憲 久
福祉及び医療関係者	橿原市民生児童委員協議会代表	山 本 邦 彦
福祉及び医療関係者	橿原市障害者団体協議会代表	寺 前 耕 一
福祉及び医療関係者	橿原市保育協議会代表	伊 瀬 哲 也
福祉及び医療関係者	橿原市NPO法人連絡会代表	濱 田 しま子
福祉及び医療関係者	橿原市ボランティア連絡協議会代表	上 田 正 臣
福祉及び医療関係者	橿原市老人福祉施設協議会代表	大 森 岩一郎
福祉及び医療関係者	橿原地区医師会代表	酢 谷 俊 夫
福祉及び医療関係者	橿原市歯科医師会代表	田 中 雅 彦
学校教育関係者	橿原市小学校長会代表	中 島 浩 一
警察及び消防関係者	橿原警察署 地域課長	亀 谷 学
警察及び消防関係者	奈良県広域消防組合橿原消防署 総務課長	伊 達 崇

◎：委員長

4 檀原市地域福祉推進連絡協議会規約

制定 平成 22 年 8 月 10 日

改正 平成 24 年 6 月 28 日

平成 26 年 7 月 9 日

令和 5 年 3 月 28 日

令和 5 年 7 月 27 日

(目的)

第 1 条 この組織は、檀原市内の 16 小学校区地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）相互間及び関係機関との連絡調整、情報の共有及びその連携を図ることにより、檀原市における地域福祉を推進することを目的とする。

(事業)

第 2 条 この組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 檀原市地域福祉推進計画の策定及び変更
- (2) 地域福祉の推進に関する企画及び調査研究
- (3) 相互間及び関係機関との連絡調整、情報の共有及びその連携
- (4) その他地域福祉の推進のため必要な事業

(名称)

第 3 条 この組織は、檀原市地域福祉推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）という。

(委員)

第 4 条 連絡協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 推進委員会代表
- (2) 檀原市自治委員連合会会長
- (3) 檀原市民生児童委員協議会会長
- (4) 檀原市福祉部長
- (5) 檀原市社会福祉協議会常務理事

(役員)

第 5 条 連絡協議会に役員として、会長 1 人、副会長 2 人及び会計 1 人を置く。

2 会長は、檀原市自治委員連合会会長をもって充て、副会長は、会長の指名により選任する。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計は、委員の互選により選任し、会長の命を受け、連絡協議会の会計事務を行う。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 連絡協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求める

ことができる。

(会計)

第8条 連絡協議会の会計は、助成金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、檀原市福祉部福祉総務課及び檀原市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年8月10日から実施する。

附 則

この規約は、平成24年6月28日から実施する。

附 則

この規約は、平成26年7月9日から実施する。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から実施する。

附 則

この規約は、令和5年7月27日から実施する。

5 地域福祉推進連絡協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出団体等	氏名
檀原市自治委員連合会 会長	◎ 榎 谷 佐千代
今井小学校区地域福祉推進委員会代表	○ 米 川 憲 久
新沢小学校区地域福祉推進委員会代表	○ 梅 本 長 美
真菅北小学校区地域福祉推進委員会代表	中 村 雅 光
耳成小学校区地域福祉推進委員会代表	平 山 邦 彦
耳成南小学校区地域福祉推進委員会代表	三 浦 昇
耳成西小学校区地域福祉推進委員会代表	山 本 史 郎
晩成小学校区地域福祉推進委員会代表	田 中 通 子
鴨公小学校区地域福祉推進委員会代表	小 西 満洲男
香久山小学校区地域福祉推進委員会代表	小 峠 憲 司
畝傍東小学校区地域福祉推進委員会代表	林 行 男
畝傍南小学校区地域福祉推進委員会代表	軽 島 甚 吉
畝傍北小学校区地域福祉推進委員会代表	福 井 一 夫
白檀南小学校区地域福祉推進委員会代表	榎 井 亨
白檀北小学校区地域福祉推進委員会代表	中 井 靖 教
真菅小学校区地域福祉推進委員会代表	松 本 敏 男
金橋小学校区地域福祉推進委員会代表	中 島 正 美
檀原市民生児童委員協議会 会長	山 本 邦 彦
檀原市福祉部長	太 田 愛 子
檀原市社会福祉協議会 常務理事	吉 田 紀 子

◎：会長 ○：副会長

6 檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員会設置規程

平成24年9月11日訓令甲第24号

平成26年4月1日訓令甲第10号

平成28年4月1日訓令甲第21号

平成30年6月25日訓令甲第33号

改正 令和2年3月31日訓令甲第39号

令和3年6月8日訓令甲第20号

令和4年3月31日訓令甲第16号

令和5年3月31日訓令甲第19号

令和5年5月29日訓令甲第25号

(設置)

第1条 檀原市が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の市町村地域福祉計画として策定した檀原市第4期地域福祉推進計画（以下「地域福祉推進計画」という。）に定める施策の検証及び評価を行うため、檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉推進計画に定める施策の検証及び評価に関すること。
- (2) その他地域福祉推進計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長をもって充て、副委員長はこども・健康スポーツ部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成26年4月1日訓令甲第10号）

- 1 この規程は、令達の日から実施する。

2 檀原市発達障害者支援体制整備事業連絡協議会規程（平成21年檀原市訓令甲第23号）は廃止する。

附 則（平成28年4月1日訓令甲第21号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成30年6月25日訓令甲第33号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和2年3月31日訓令甲第39号）

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年6月8日訓令甲第20号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和4年3月31日訓令甲第16号抄）

1 この規程は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日訓令甲第19号）

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和5年5月29日訓令甲第25号）

この規程は、令達の日から実施する。

別表（第3条関係）

檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員

職名
福祉部副部長（福祉総務課、生活福祉課担当）
福祉部副部長（障がい福祉課、長寿介護課担当）
企画政策課長
人権政策課長
危機管理課長
市民協働課長
こども政策課長
こども未来課長
健康増進課長
福祉総務課長
生活福祉課長
障がい福祉課長
長寿介護課長
住宅政策課長
教育総務課長
学校教育課長
人権・地域教育課長

7 庁内検討委員会名簿

(令和6年3月現在)

職 名	氏 名	備 考
福祉部長	太田 愛子	委員長
こども・健康スポーツ部長	北野 哲也	副委員長
福祉部副部長	谷口 正志	福祉総務課、生活福祉課担当
福祉部副部長	小路 一樹	障がい福祉課、長寿介護課担当
企画政策課長	清水 千恵美	
人権政策課長	辻本 幸司	
危機管理課長	山本 知巳	総務部副部長
市民協働課長	淵上 暁	
こども政策課長	門長 克浩	
こども未来課長	岩本 佐和子	
健康増進課長	日和 リカ	
福祉総務課長	上田 宗紀	事務局
生活福祉課長	岸本 勝寛	
障がい福祉課長	北場 美加	
長寿介護課長	樋上 吉博	
住宅政策課長	福西 隆史	
教育総務課長	片岡 良子	
学校教育課長	鶴田 剛史	
人権・地域教育課長	吉田 優	

8 用語解説

用語		解説
あ	SNS	Social Network Service の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。
	NPO	Nonprofit Organization (非営利組織) の略で、民間のボランティア活動をはじめとするさまざまな非営利活動の団体の総称。
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
	キャラバン・メイト	「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
	虐待	身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障がい者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。
	協働	異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。
	子育て支援センター	子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設。
	コミュニティ	地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。
さ	再犯	一度罪を犯した人が再び罪を犯すこと。
	サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。
	在宅医療	病院への通院が困難な方や自宅での終末期療養を望む方、寝たきり期の高齢者などを対象とし、医師や看護師が定期的に自宅を訪問し、診察、治療、検査、投薬など一般的に病院で行われている医療サービスを提供すること。
	社会福祉士	専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上的の障がい、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けられることができるように相談、助言、援助、支援を行う者。
	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。
	自主防災組織	地域住民が自主的に協力連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、日頃から災害に備えた取組を行うとともに、災害時は被害を最小限にする活動を行う団体（組織）。
	重層的支援体制整備事業	既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業。

用語		解説
	新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症（COVID-19）のこと。
	制度の狭間	日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多問題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。
	成年後見制度	認知症などによって判断能力が十分ではない場合に法律的に保護し、支えるための制度。
た	ダブルケア	介護と育児に同時に直面すること。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する仕組み。
	地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。
	地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務、⑦認知症総合支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
	中核機関	全体構想の実現に向けて工程を組んで進捗管理を行う、支援の各過程において関係者のコーディネートを行うなど、ネットワークを整備し、適切に運営していくための司令塔機能を持つ機関のこと。
な	認知症	脳の障がいにより記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたしている状態のこと。代表的なものに、アルツハイマー型認知症・脳血管性認知症・レビー小体型認知症・前頭側頭型認知症などがある。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
	認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対して自分のできる範囲で手助けをする人。
	認知症初期集中支援チーム	複数の専門家（専門医、医療介護の専門職）で構成し、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、課題分析や家族支援を集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアに引き継いでいくチーム。
	認知症地域支援推進員	医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。

用語		解説
は	8050 問題 (9060 問題)	80 代 (90 代) の高齢の親と働いていない独身の 50 代 (60 代) の子が同居している状態が半年以上に及ぶ世帯に生じる問題。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や修学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。
	避難行動要支援者	災害時などにおいて自力での避難が難しく、家族以外からの避難支援を必要とする高齢者や障がい者などのこと。
	福祉サービス	一人ひとりが同じように生活できるように社会的にサービスを提供していくことで、行政や社会福祉法人が主体となっていくサービス、市場をベースとして供給されるサービス、NPO やボランティアなど地域の力や特性によって着目して提供されるサービスなど、介護保険の分野に限らず、多様な形でさまざまな提供主体によって提供されている。また、内容も生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害福祉、母子及び寡婦福祉などのさまざまなサービスがある。
	ふれあいサロン	介護予防の観点から、地域内で社会から孤立した状態で生活している閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的とした活動。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートすること。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。	
ま	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす。
や	要支援・要介護認定者	介護保険制度で要介護認定を受けた結果認定されるもので、日常生活行動について人の手助けが必要になった人のこと。要支援は要支援 1 と要支援 2 の 2 段階、要介護は要介護 1 から要介護 5 まで 5 段階あり、介護の必要度の高さにより区分される。
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

橿原市第5期地域福祉推進計画

令和6（2024）年3月

橿原市役所
福祉部 福祉総務課

〒634-0804
奈良県橿原市内膳町 1-1-60
TEL：0744-46-9002
FAX：0744-25-7857

社会福祉法人
橿原市社会福祉協議会

〒634-0065
奈良県橿原市畝傍町 9-1
TEL：0744-29-3880
FAX：0744-29-4400

橿原市
地域福祉推進連絡協議会